

令和5年度版

中小企業経営支援施策概要

[県・公益財団法人21あおり産業総合支援センターの施策]

○県や国の補助金や経営セミナー等、皆様のお役に立つ最新情報をタイムリーかつ定期的（毎週水曜日）にメール配信していますので、メールマガジンに是非、ご登録ください。

☆登録方法：メールのタイトル又は本文に「メルマガ配信希望」と記載の上、shoko@pref.aomori.lg.jp までメールをお送りください。

☆メールマガジンについて詳しくは下記の URL 又は二次元バーコードからご確認ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/aomori_sangyoshienzyo_ho_mailmagazine.html



○支援施策は「あおり事業者支援情報ポータル『あおビズサーチ』」でも情報発信しています。



○この資料は、下記の URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/siensesakugaiyo.html>

青森県商工労働部

【更新情報】

2023. 10. 13

- ・ 2023. 10. 13 時点の情報に更新しました。

<更新箇所>

- ・ 「Ⅰ 融資関係」 …p1～3, 5
- ・ 「Ⅱ 補助金関係」 …p11, 12, 14, 15, 16, 17, 19, 21
- ・ 「Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等」 …p22, 23, 25, 29, 30, 31
- ・ 「Ⅳ セミナー・研修・イベント等」 …p39～48
- ・ 「Ⅴ その他」 …p55, 57, 58, 59, 61, 62, 63
- ・ 「Ⅶ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策」 …p68
- ・ 「Ⅷ エネルギー等物価高騰に係る支援策」 …p70～79

2023. 7. 19

- ・ 「Ⅰ 融資関係」の情報を更新しました。
- ・ 経営安定化サポート資金「災害枠」（「令和5年7月7日からの大雨による災害」を指定）（p5）

2023. 7. 5

- ・ 「Ⅷ エネルギー等物価高騰に係る支援策」の情報を更新しました。
- ・ 中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金（p70）
- ・ LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（p71）

2023. 5. 19

- ・ 「Ⅷ エネルギー等物価高騰に係る支援策」（p69～73）を追加しました。
- ・ 経営安定化サポート資金「経営安定枠」
- ・ 中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金
- ・ LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金
- ・ 省エネ対策支援

I 融資関係

1 青森県特別保証融資制度

「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内

■「選ばれる青森」への挑戦資金とは

「選ばれる青森」への挑戦資金は、創業や新商品開発など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

■ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者(創業する者を含む。)で、次のいずれかに該当する事業を行う方(※)
- (1)・(2)県内で中小企業者として創業する(創業後5年未満の中小企業者を含む。)事業
 - (3)県の推進する戦略等に基づく重点推進分野(次のいずれかに該当するもの)に属する事業
 - ① エネルギー関連産業(再生可能エネルギーのメンテナンス事業等(売電事業を除く。))
 - ② 農工ベストミックス型産業(バイオマス資源活用、県産資源を活用した機能性食品開発、食産業と流通業の連携等)
 - ③ 医療・健康福祉関連産業
 - ④ 次世代環境自動車関連産業(電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野)
 - ⑤ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業(自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用)
 - ⑥ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
 - ⑦ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
 - (4)空き店舗活用による地域商店街活性化への取組み(市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資)
 - (5)法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業(次のいずれかに該当するもの)
 - ① 法律の規定により行政庁の認定(承認を含む。)を受けた事業計画に基づいて行う事業
(例:経営革新計画、地域経済牽引事業計画)
 - ② 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業
(例:あおもり生業づくり復興特区)
 - ③ 県の登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業
(例:青森県健康経営認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度)
 - ④ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業(例:新事業展開等促進補助事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業)
 - (6)新分野進出を図る取組み
 - (7)新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組み
 - (8)・(9)再生可能エネルギー(風力、太陽光など)発電設備の導入に係る事業
 - (10)先端設備又は生産ライン等の改善に資する設備の導入などの生産性向上を図る事業
 - (11)職場環境の整備や育児休業取得の支援などの働き方改革を推進する取組
 - (12)DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する取組
 - (13)GX(グリーントランスフォーメーション)を推進する取組
 - (14)SDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する取組
 - (15)事業承継枠
 - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
 - ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの(事業承継後5年以内の者を含む)
 - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの
 - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの
 - (16)地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業
*詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。
 - (17)賃金引上げに資する取組(1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの)
 - (18)物流の2024年問題の解決への取組(業務効率化を図るもの)

(※)「選ばれる青森」への挑戦資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます(例:主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業)。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■制度の特徴

○ 県では、当制度（一部*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。

*（4）、太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。（1）を利用する場合、信用保証料0.2%（上乗せ分）は補助対象外です。（10）は中小企業等経営強化法による先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受けた場合に限り、（11）は「働き方改革推進企業認証制度」の認証を受けている場合に限り、（12）、（13）、（17）、（18）は国又は県等が実施する補助金を活用して行う取組に限り、（14）は「青森県SDGs取組宣言登録制度」の登録を受けている場合に限り、（15）は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。

○ 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資条件等

融資対象 条件	(1)・(2)	(3)~(7)	(8)・(9)	(10)~(14) (17)・(18)	(15)			(16)
					①・②	③・④	⑤	
融資限度額	1億円 うち(1)は 3.5千万円	各1億円	4.8億円	各1億円	1億円			1億円
資金用途 (注1)	運転資金、設備資金				運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 既往借入金 の返済資金	既往借入金 の返済資金	運転資金 設備資金
融資利率 【固定利率】 (注2)	年1.1% ※(1)・(2)について、女性、U I J ターンによる創業の場合は、年0.9% ※(1)・(2)について、創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者については年1.0% ※(1)~(14)、(17)、(18)について、三者連携協定（21 あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会）に関する融資については、年1.0%				金融機関所定利率-0.8% (下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。			上限 年1.1%
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内 (1年以内)	運転10年以内（2年以内）、 設備15年以内（3年以内）			10年以内 (1年以内)			運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
融資形式	証書貸付	手形貸付、証書貸付						
信用保証料 (注3)	原則年0.45%~1.90% (15)④及び⑤で中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合については、年0.20%~1.15%							
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (1)、(15)③・④・⑤については、保証人を徴求しません							
物的担保	必要に応じ徴求 (1)については、担保を徴求しません							
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）							

(注1) 2(15)③及び④については、保証人（個人に限る）を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済（借換え）することができます。ただし、ニューマネー（増額借換を含む。）については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(15)⑤については、保証人（個人に限る）を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済（借換え）することができます。

(注2) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

（注3）県では信用保証料の30%又は40%の補助を行っています。（一部は補助対象外。「制度の特徴」をご参照ください。）なお、補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

また、各市町村では、信用保証料又は利子の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
（空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。）



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

「選ばれる青森」への挑戦資金

～金融機関提案枠のご案内～

地方創生や地域に密着した金融事業の推進のため、金融機関提案型による融資を「選ばれる青森」への挑戦資金の融資項目として実施しています。

県、金融機関、保証協会が連携し、各金融機関が「地方創生」又は「地域密着」をキーワードに独自開発したメニューを提供します。

○地域の医療・介護産業や地域資源活用の支援、経営改善・生産性向上のサポート、女性の活躍応援等、様々な前向き資金のニーズに対応しています。

○所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助します。また、1千万円を超える設備資金については、県が40％補助するほか、青森県信用保証協会による保証料率の10％割引により、事業者の保証料負担は50％まで軽減されます。

（※）補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

○継続的な情報提供や専門的なアドバイス等、融資後についても金融機関によるフォローを受けることができます。

■令和5年度「金融機関提案枠」融資概要と融資メニュー一覧

【融資限度額】1億円 【融資期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内)

金融機関名	資金名	融資対象	融資利率
青森銀行	あおぎん「未来応援」	経営改善・生産性向上ニーズを有する 県内中小企業	1.1%
みちのく銀行	成長サポート資金	青森県内で創業し、創業後6年～10年目を 迎え、更なる成長ステージを目指す者	1.1%
みちのく銀行	チャレンジ応援資金	青森県内の企業で外部専門家と連携のもと 経営改善・生産性向上に取り組む者	1.1%
岩手銀行	進出企業サポート資金	県外から進出した中小企業者(県外から進出 しようとする中小企業者を含む)が実施する事業	1.1%
東北銀行	地域資源を活用した事業 化支援資金	地域資源を有効活用した事業創出に取り組む者	1.1%
東北銀行	地域医療・ 介護支援資金	医療・介護事業の拡大及び創業	1.1%
青い森信用金庫	女性活躍応援資金	女性が代表者の法人及び個人事業主 (創業及び創業から5年以内の者を除く)	1.1%

※上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※融資の手続や保証料率等については、従来の「選ばれる青森」への挑戦資金の規定に準じます。詳しくは同資金のチラシをご覧ください。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

青森県融資制度

検索

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

経営安定化サポート資金のご案内

■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

(2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方

② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方

③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方

④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

(3) 災害枠

県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）

※「新型コロナウイルス感染症」を指定（令和5年4月3日～）

※「令和5年7月7日からの大雨による災害」を指定（令和5年7月18日～）

(4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

■制度の特徴

○ 県では、当制度のうち、(3)災害枠「新型コロナウイルス感染症」の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。ただし、セーフティネット保証4号（令和5年9月30日までに市町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込が行われた新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、セーフティネット保証5号（売上高等の減少を要因としないものを除く。）のいずれかの保証制度を適用したものに限りません。

○ 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。

○ 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件	連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠 (県指定)	事業再生枠
融資限度額	3千万円	4千万円	3千万円	3千万円
資金用途	運転資金		運転資金、設備資金	
融資利率 【固定利率】 (注1,2)	金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注3)	金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)			
融資形式	手形貸付、証書貸付			
信用保証料 (注2)	原則年0.45%~1.90% (セーフティネット保証等、特例保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)			
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません			
物的担保	必要に応じ徴求			
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)			

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。
この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。
ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。
なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

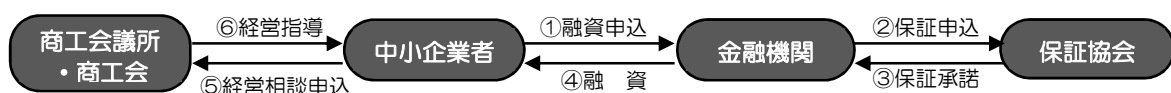
(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和5年4月3日現在:30市町村)
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

(注3) 融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年超の場合は年1.1%(固定)となります。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368
○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 事業活動枠
事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方
- (2) 流動資産担保枠
1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）
- (3) 再チャレンジ枠
廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方
(信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。)

■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料を一部補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。
(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融資限度額	1億円	3千万円	1千万円
資金使途	運転資金、設備資金		
融資利率(注1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	1年間	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
融資形式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2)	原則年0.45% ～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません		
物的担保	必要に応じ徴求	流動資産を譲渡担保	必要に応じ徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和5年4月3日現在：15市町村)

青森市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、南部町

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

伴走支援型借換資金のご案内

■伴走支援型借換資金とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るため、国の伴走支援型特別保証制度を活用し、金融機関の継続的な支援を受けて経営の安定や生産性等の向上に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

■ご利用いただける方

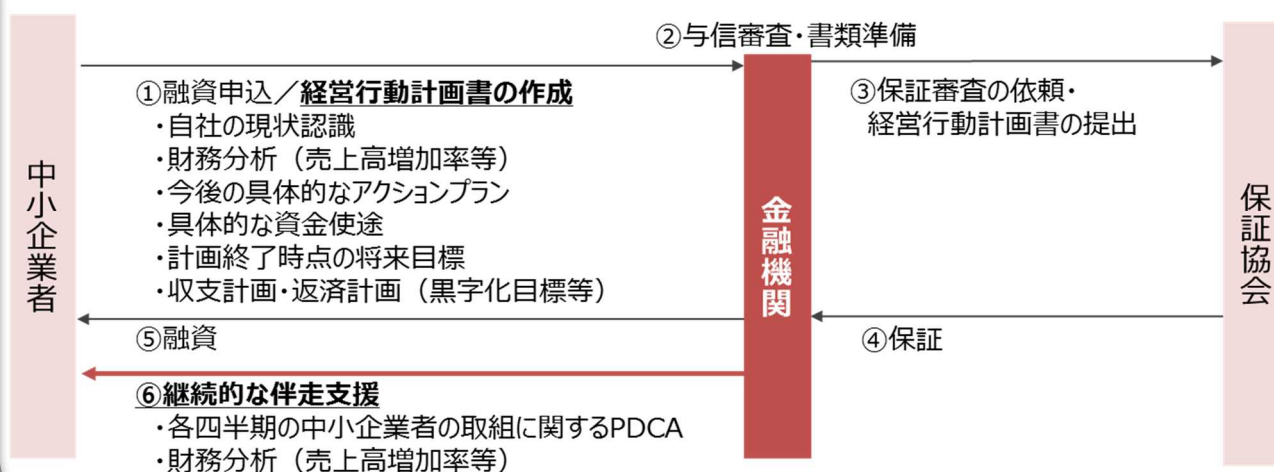
○ 県内に事業所を有し、青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

- (1) セーフティネット保証4号の認定を受けている方
- (2) セーフティネット保証5号の認定を受けている方
- (3) ① 最近1カ月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方
- ② i 最近1カ月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
- ii 最近1カ月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
- iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方
- iv 最近1カ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
- v 最近1カ月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
- vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方

■制度の特徴

- 中小企業者は、金融機関の支援を受けつつ、経営行動に係る計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、中小企業者の経営行動計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、その実施状況等について、信用保証協会に対して年1回報告します。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の補給を行っています。

■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融資限度額 (注1)	1億円
資金用途	既往借入金(青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。)の返済資金。 但し、必要と認められる場合は、新規資金を上乗せすることができます。
融資利率	金融機関所定利率－1.3%(下限1.1%)
融資期間	10年以内(うち、据置期間5年以内)
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信用保証料	セーフティネット保証4号又は5号の場合 0.2% 一般枠(売上高・利益率減少)の場合 0.2%～1.15% ※信用保証料の一部を国が補助しており、上記は中小企業者が実質負担する信用保証料です。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表の連帯保証を徴求しません。
物的担保	必要に応じて徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)

(注1)「伴走支援型特別保証制度」の残額を含みます。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

〔◇該当市町村(令和5年4月3日現在: 8市町村)
八戸市、五所川原市、つがる市、中泊町、七戸町、六戸町、三戸町、南部町〕

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度申込書
- ・ 経営行動計画書
- ・ (セーフティネット保証4号又は5号の場合) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村又は特別区長の認定書
- ・ (一般枠の場合) 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書
又は売上高営業利益率減少要件確認書
- ・ 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合のみ)

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/>

青森県融資制度

検索

Ⅱ 補助金関係

1 青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金 ※公募終了

国の中小企業等事業再構築促進事業を活用して、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等に取り組む中小企業者の自己負担の一部を補助します。

- (1) 対象企業 国の中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）に採択された県内中小企業者等
- (2) 対象経費 国の中小企業等事業再構築促進事業の補助要件に準ずる。
- (3) 補助率等 補助率 1 / 1.2
限度額 750万円
- (4) その他 国の中小企業等事業再構築促進事業の募集要項により内容を変更する場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

2 事業承継税制・金融支援の認定

- (1) 事業承継税制・・・後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。
- (2) 金融支援・・・株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 起業支援金（あおもり移住支援事業） ※公募終了

東京圏（※）から移住し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業等をする方に対し、起業等に必要経費の一部を補助します。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

- (1) 対象者 以下の①から④の全ての要件を満たす者
- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
 - ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
 - ③ 起業支援事業の交付決定時において転入後1年以内であること。
(詳細については、お問合せください。)
 - ④ 青森県内でデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野でデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業を行う者（以下「起業する者等」という。)

※条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。

- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野等における、新たな創業又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業であり、「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」を満たす事業

- (3) 対象経費 起業する者等が起業又は事業承継若しくは第二創業をするために要する経費
(要件がありますので、お問合せください。)

- (4) 補助率等 1/2（上限200万円）

- (5) その他 対象者、対象事業、対象経費等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/kigyousienkin.html>

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象者

- ① 県の誘致企業
- ② 県内企業(金矢工業団地又は青森中核工業団地に土地を取得して新設する者に限る)
- ③ 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業

(2) 対象業種

- ① 新設又は増設
製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種）、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種
※ 製造業、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種が、生産拠点の集中度が高い製品・部素材供給のリスク解消のための拠点整備を行う場合は、特別枠の対象
- ② 新設のみ
物流関連業種、デジタルものづくり関連業種、コンタクトセンター関連業種、脱炭素関連業種

(3) 対象経費

- ① 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)
- ② 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費

(4) 補助要件、補助率及び補助限度額

- ① 新設（土地の取得又はリースが必要）
 - ア 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%（上限3億円）
 - イ 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%（上限3億円）
 - ※ 金矢工業団地に立地する場合は5人以上
 - 【特別枠】
 - (ア) 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の15%（上限3億円）
 - (イ) 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の20%（上限10億円）
 - 【デジタルものづくり関連業種・脱炭素関連業種の場合】
 - (ウ) 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の10%（上限3億円）
 - ※ 上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。
- ② 増設
 - ア 設備投資額2億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%（上限5千万円）
 - イ 設備投資額4億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の10%（上限1億円）
 - 【特別枠】
 - ウ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の15%（上限5千万円）
 - ※ ただし、1企業1回限りとします。

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381（誘致企業担当）
// 立地環境整備グループ
TEL 017-734-9380（工業団地担当）

5 医福工連携製品開発事業費補助金

県内中小企業者等の、医療・介護福祉現場の生産性・安全性の向上に資する医療・介護福祉関連機器等の商品・試作品開発を支援します。

- (1) 対象事業 次のいずれかの事業とします。
(1)医療・介護福祉関連機器等の商品・試作品開発に向けた基礎的な調査
(2)自社で開発・製造した商品・試作品の顧客ニーズ評価及び顧客ニーズに基づく改良
※医療関連機器は新型コロナウイルス感染症対策に資するものに限りです。
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等で、医療機関・介護福祉施設・大学・研究所（（地独）青森県産業技術センター等）等の専門機関と連携して補助事業を行う者
- (3) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場借上費、通信運搬費、リース料、消耗品費(印刷製本費、資料購入費を含む)、マーケティング調査費(広報費、展示会等出展料を含む)、原材料・機械装置等購入費、試作・実験(分析)費、委託費(コンサルタント費を含む)
- (4) 補助率等 補助対象経費の2分の1相当額又は100万円以内のいずれか低い額以内の額
- 【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420
メール sozoka@pref.aomori.lg.jp

6 青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金 ※公募終了

県内産業のDXを牽引する先行モデルを創出し、県内企業へのDXの波及効果を高めるため、県内の中小企業者が行う、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費について補助します。

(1) 対象者

県内に本社及び本店を有する中小企業者

(2) 補助対象事業

自社の課題の解決策として進める、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組で、県内事業者のDXを牽引する先行モデルとなり得る事業（県内で実施する取組に限る。）

(3) 補助対象経費

デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費で、システム構築、デジタル電子機器導入、デジタル広告及びリピーター獲得のためのデータ分析に係る経費

(4) 補助金額・補助件数

- ・補助対象経費の1/2に相当する額又は750万円のいずれか低い額以内の額
- ・2件程度（予算1,500万円以内の範囲）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ

TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

7 青森県UIJターン還流促進交通費助成

県内企業の人財確保とUIJターン就職の促進を図るため、県外在住者が県内企業の面接やインターンシップ等に参加した際の交通費や、同様に県内企業が県外在住者を受入れる際に負担した交通費等の一部を助成します。

あおもりUIJターン交通費で検索してください。

(1) 対象者 県外在住者

(2) 対象経費 県外在住者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地的の間を移動するのに要した交通費及び宿泊費

- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加した場合
- ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受けた場合
- ③ 県内企業が県内で実施するインターンシップに参加した場合

※対象者1人につき年度内1回まで申請可能

(3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。（なお、宿泊費については、青森県内に実家がいない方のみ対象）

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

8 移住支援金（あおもり移住支援事業）

県内企業の人財確保と本県への移住促進を図るため、東京23区から本県に移住した者に対して最大100万円の移住支援金を国、県、市町村が連携して支援します。

（1）対象者 以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす者

①対象求人就業した者	県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された者
②専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う者
④関係人口に該当する者	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する者のうち、市町村が本事業における関係人口と認める者
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた者

（2）その他の要件

以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者
 - ② 移住支援金申請時に転入後1年以内である者
 - ③ 申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある者
- ※ 上記（1）の①及び②の者は、別途就業に関する要件があります。

（3）支援金額

- ・単身での移住の場合：60万円
- ・世帯での移住の場合：100万円

※ 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき令和4年4月1日以降に転入した場合は最大30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は最大100万円を加算する。

（4）支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村

（5）その他

- ・移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大100万円のほかに、起業支援金が最大200万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・詳細については、労政・能力開発課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

E-mail roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

<https://aomori-job.jp/>

9 青森県中小企業若手人材確保・定着支援事業費補助金 ※公募終了

県内中小企業者の若手人材確保や定着力の向上につながる企業独自の取組を支援します。

(1) 対象者 県内中小企業者等であって、県のおももり若者定着奨学金返還支援制度のサポート企業及びおももり県内就職促進パートナー企業に登録（申請）した者

(2) 補助対象期間 令和5年4月～令和6年3月末（予定）

(3) 対象経費 講師謝金、旅費、教材費、通信運搬費、委託料、使用料等

(4) 補助率 1/2

(5) 補助限度額 500,000円

(6) 補助対象事業

① 採用力向上に資する事業

※当該事業の実施により前年度採用実績を上回る採用を予定しているものであること。

- ・人材確保等のための組織体制の見直しやデジタル化の推進
- ・採用コンサルティングによる求人材のアップ 等

② 職場定着力向上に資する事業

- ・従業員のリスクリングによる人材育成の推進
- ・潜在的労働者受入のための職場環境改善等の取組 等

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人材確保支援グループ
おももり人材確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

10 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の活用に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 企業等の成長に必要な人材の活用に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受ける。
- (2) 対象企業等 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター
- (3) 対象経費 ①採用する場合(県外から県内への住民票の異動が伴うものに限る)
人材紹介事業者に支払う紹介手数料
②副業・兼業人材として活用する場合
交通・宿泊費 ※別途規定あり
- (4) 補助対象期間 雇用又は業務委託開始日から令和6年2月28日までの最大6ヶ月
- (5) 補助率 2分の1以内(千円未満の端数切捨て)
- (6) 補助限度額 50万円

※1 プロフェッショナル人材

… 長年培ったキャリアを生かし、職場のリーダーとしてマネージメントするなど、経営者の右腕となる人材(管理職やリーダークラス)

※2 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

… 関係機関と連携し、県内中小企業者等の人材ニーズを民間ビジネス人材事業者へ取り繋ぐことで、企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートするため、県が設置する機関

(お問い合わせ先) 一般社団法人青森県工業会(業務委託先)
TEL 017-735-6550 FAX 017-725-1243

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター(アスパム7階)
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

11 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金

八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

(1) 対象企業 八戸港を利用してコンテナ貨物を輸出入する荷主企業

(2) 補助メニュー（予定）

① 新規荷主・シフト貨物補助

条 件：新規荷主又はシフト貨物

補 助 額：20,000 円/TEU

※TEU…Twenty-foot-Equivalent Units。国際的に統一された海上コンテナの個数を表す単位（20フィートで換算）

1 荷主あたり上限額：200 万円

② リーファーコンテナ補助（①に加算）

条 件：①の補助対象のうち、リーファーコンテナを利用していること

補 助 額：2,500 円/TEU

1 荷主あたり上限額：25 万円

③ 陸送費補助

条 件：昨年度比増加貨物で、納品先または出荷元が八戸港コンテナターミナルから直線で30km以上離れていること

対象経費：トラック、トレーラー等の輸送経費（荷役料、倉庫保管料を除く）

補 助 額：対象経費の3分の1。ただし上限額は30～100kmは10,000円/TEU、100～200kmは20,000円/TEU、200km以上25,000円/TEU

1 荷主あたり上限額：180 万円

※上記以外に、八戸港国際物流拠点化推進協議会の補助メニューがあります。詳細は同協議会（TEL 0178-43-9244）へお問い合わせください。

(3) 募集時期 令和5年7月3日（月）～11月30日（木）（予定）

(4) その他 申込先は、八戸港国際物流拠点化推進協議会（TEL 0178-43-9244）となります。

【担当窓口】 県土整備部 港湾空港課 港湾振興・物流支援グループ
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194

12 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業者等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業者等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費 ① 海外見本市・商談会への出展に係る経費
② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品 PR 映像作成に係る経費
③ 海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費
④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費
⑤ 海外向けインターネットショップ出店に係る経費
⑥ 県産品輸出以外の海外ビジネス展開に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額又は 500 千円のいずれか低い額以内の額。なお、1 社に対して 1 年度に補助できる金額の上限は 500 千円。
- (4) 募集時期 通年（ただし予算の範囲内）
- (5) その他 対象経費の補助には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

13 青森産品輸出基盤強化事業費補助金

コロナ禍で変化した輸出先のニーズや、海外の食品規制に対応した商品の創出に向け、県内中小企業者等の海外向け商品開発や、ブラッシュアップに要する経費の一部を助成します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、運搬費、原材料・消耗品費試作実験費、分析測定費等に要する経費
- (3) 補助率等 補助対象経費の 1 / 2 相当額又は 100 万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

14 新事業展開等促進補助事業

創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築に取り組む県内中小企業者等に対し、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築のために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者
- ・県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者
 - ・中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNPO法人、農事組合法人等
 - ・中小企業者等と農林漁業者の連携体
- (3) 対象経費 補助事業を実施するために必要な以下の経費
- ・原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費
 - ・講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
 - ・印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 補助率等
- ・補助率 1/2以内
(県重点推進枠、最低賃金枠2/3以内)
 - ・限度額 300万円、又は100万円
- (5) 募集時期 令和5年11月～(予定)
- (6) その他
- ・提出いただいた事業計画書に基づき、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、採択する案件を決定します。
- 【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等

1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ① 省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
 - ② 伴走型サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。

(2) 対象者 県内中小企業者等

(3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家

(4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。

(5) 募集時期 現在募集中

【担当窓口】 県環境生活部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

2 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）

(1) 創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家(インキュベーション・マネジャー等)による創業相談等を行います。

◎AOMORI STARTUP CENTER

所在地：青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階
【問い合わせ先】AOMORI STARTUP CENTER TEL 017-763-0037

◎ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町31 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ棟2階
【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

◎はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ

所在地：八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階
【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ
TEL 0178-51-9593

◎黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町5-2 黒石市産業会館2階
【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111(内線641)
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ごしょがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字一ツ谷503-5 五所川原市民学習情報センター2階
【問い合わせ先】五所川原市商工観光課 TEL 0173-35-2111(内線2572)
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市稲生町16-1 十和田市地域交流センター「とわふる」
【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町2-1-1 三沢市商工会館3階
【問い合わせ先】三沢市産業観光課 TEL 0176-53-5111(内線553)
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町10-1 むつ来さまい館2階
【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111(内線2653)
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

(2) 「UIJターン創業に係る相談会」

県外から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家(インキュベーション・マネジャー)が相談対応します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 地域資源を活用したビジネスに対する専門家派遣事業

県内の事業者等による新商品開発や販路開拓等の地域資源を活用したビジネスにおいて、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 県内の地域資源活用に取り組む事業者
- (2) 派遣回数 1事業者あたり原則3回まで
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 (直通) FAX 017-734-8107

4 新事業等創出に関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動(新事業等創出)に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 新事業等創出に取り組んでいる青森県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 イノベーション・ネットワークあおもり
(事務局：県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ)
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

5 デジタルトランスフォーメーション推進事業（総合的支援体制）

DXに関する相談などにワンストップで対応する総合的支援体制の構築と、DXに関する普及啓発に取り組みます。

（1）総合的支援体制の構築

デジタル化・DXに関する青森県DX総合窓口を設置して、県内事業者の相談にワンストップで対応するとともに、専門家による伴走支援を実施します。

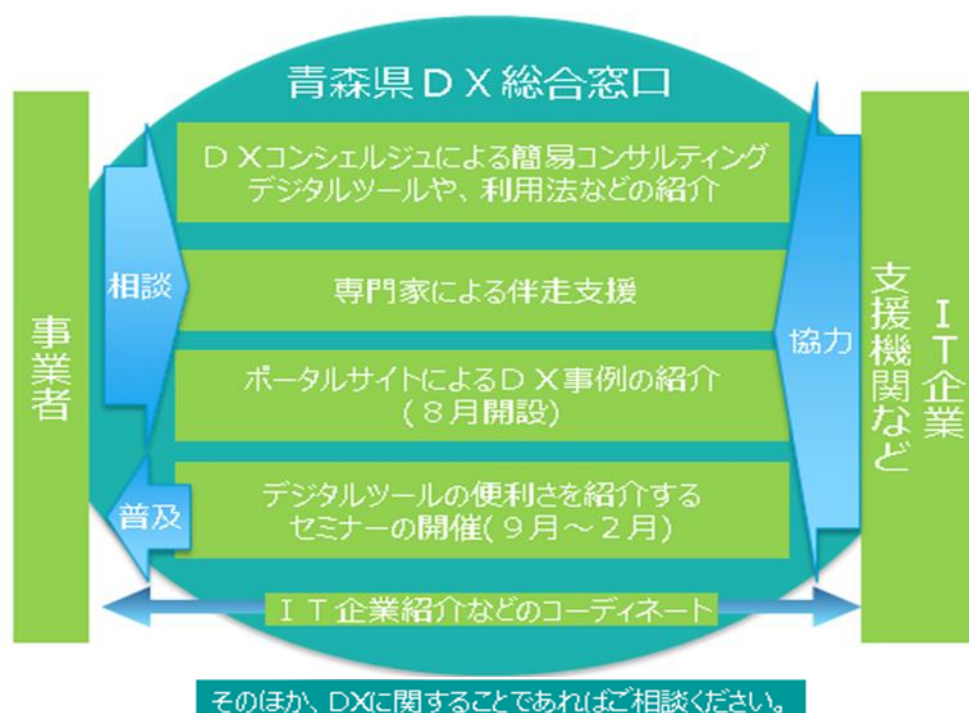
また、ポータルサイトを開設し、デジタル技術を活用した事例紹介や課題解決に向けた企業間マッチングを実施しています。

○青森県DX総合窓口

・目的

県内事業者のデジタル技術を活用した新ビジネス創出や事業者の経営革新を支援し、本県産業のDXを推進することを目的として、県内事業者の皆様のDXに関する相談にワンストップで対応する「青森県DX総合窓口」を令和5年5月に開設しました。

この窓口を通じて、地域課題の解決と新商品・サービス開発、生産性の向上等につなげます。



さらに、中小企業者が、新たなビジネスの創出や新規顧客の獲得等に取り組む経費を支援します。

（2）DXに関する普及啓発・広報

県内事業者をはじめ、金融機関や商工団体などの支援機関を対象として、デジタル技術の活用方法や効果などを紹介するセミナーを開催するとともに、企業の経営者向けフォーラムの開催などを通じて、DXに関する普及啓発を図ります。

※フォーラム、セミナーの詳細については、「V セミナー・研修・イベント関係」に記載の内容をご覧ください。

※また、セミナー開催の詳細については、青森県DX総合窓口ポータルサイトでもお知らせしています。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

6 知的財産に関する相談等をしたとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合支援窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階
開設時間 平日 8:30～17:15

① 知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

② 知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【申込先】要予約 （一社）青森県発明協会 （TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352）

【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所会館、ユートリー（八戸市）、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ来さまい館

【開催日程】

（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又は I N P I T（工業所有権情報・研修館）青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

7 人材確保に関する相談等をしたとき（あおもり人財確保推進センター）

「あおもり人財確保推進センター」では、「人材確保相談窓口」を設置し、企業が抱える人材確保に関する課題にワンストップで対応しています。

《あおもり人財確保推進センター》

所在地 青森県観光物産館アスパム7階（青森市安方一丁目1番40号）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日、年末年始、アスパム休館日は休業）

○支援内容

① 人材確保相談窓口

採用方法や企業の情報発信手法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着など、人材の確保について様々な観点から総合的にサポートします。

② 専門家派遣

採用など人材確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人財の確保を支援します。

ア 対象事業者

県内に本社・事業所があり、採用を予定している事業者

イ 費用及び派遣回数等

無料、原則2回 ※令和2年度から通算し2回まで申請可

ウ 利用方法

「あおもり人財確保推進センター」にご相談の上、人材確保等に関する課題等を整理してお申し込みください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

8 あおもり食品産業強化サポート事業（農商工連携食産業づくり相談窓口）

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介など、食産業に関する相談に対応しています。

（1）相談窓口

機関名	住 所	電 話	FAX
総合販売戦略課 食品産業振興グループ	青森市長島1丁目1-1	017-734-9456	017-734-8158
東青地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6F	017-734-9961	017-734-8305
中南地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2902	0172-34-4390
三八地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	八戸市大字尻内町 字鴨田7	0178-23-3794	0178-27-3323
西北地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	五所川原市字栄町10	0173-35-5719	0173-33-1345
上北地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
下北地域県民局 地域農林水産部 （農業普及振興室）	むつ市中央1丁目1-8	0175-22-2685	0175-22-3212

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

9 建設産業相談窓口

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財)21あおもり産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

- (1) 対象者 青森県内の建設企業
- (2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 県国土整備部 監理課 建設業振興グループ
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

10 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。
- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

11 台湾食品ビジネス輸出拡大支援事業

台湾のECによる購買データの分析結果を活用した販促活動や、商談の成約増加に向けたオンライン・オフライン両輪の取組を実施し、県産食品等の輸出金額・輸出量の増加を目指します。

- (1) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業
 - ・現地コーディネーターによるオンライン等を活用した商談マッチングを行います。
- (2) 現地EC企業等連携型PR・市場分析事業
 - ・レストランなどの実店舗と現地ECサイトとの連携によるPRを行います。
 - ・大規模食品見本市等に出展します。
 - ・県産品に係る販売戦略のPDCAを行うため、ECサイトからのデータを活用します。
- (3) ECバイヤービジネスネットワーク強化事業 **※公募終了**
 - ・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を行います。
- (4) 体験型オンラインプロモーション事業
 - ・酒蔵等での実演販売など、オンラインによるプロモーションを行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

12 香港輸出拡大ネクストステージ展開事業

アジアトップクラスの市場性を有する香港について、香港貿易発展局と本県との経済連携に係るMOU締結をネクストステージと捉え、更なる輸出拡大を強力に推進するため、EC市場等への販路開拓や香港企業とのマッチングなどに取り組み、県内企業等を支援します。

- (1) 香港貿易発展局とのMOU（覚書）締結関連事業
 - ・香港貿易発展局主催のフードエキスポへ青森県ブースを出展するほか、フェアを開催します。
 - ・香港向け輸出に係るセミナーを実施します。
- (2) 青森県産米小売販売強化事業
 - ・スーパーマーケットチェーンにおいて試食宣伝を展開します。
 - ・県産米PRツールを作成します。
 - ・コマーシャル等を活用した広告宣伝を実施します。
- (3) ECバイヤービジネスネットワーク強化事業
 - ・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を実施します。
- (4) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業
 - ・現地コーディネーターによる商談マッチングを実施します。（香港及び上海）

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

13 地域エネルギー事業普及推進事業

エネルギーの地産地消を推進し、県内におけるスマートコミュニティの創出を図るため、地域におけるエネルギーの有効利用に関する企画・検討を支援するためのアドバイザーを派遣するとともに、地域の課題に対応した地域エネルギー事業モデル構築を支援します。

- (1) 事業モデルを活用した取組促進

地域エネルギー事業に取り組むことを検討する市町村及び事業者に対し、地域エネルギー事業に関する知見を持つ事業者やコンサルタントをアドバイザーとして派遣し、調査検討などの取組を支援します。
- (2) 事業導入支援

より多くの地域エネルギー事業者を創出するために、市町村と事業者にコンサルタントや大学を加えたコンソーシアムからの提案により、新たなスキームの地域エネルギー事業モデルの構築に取り組み、成果報告会を開催します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 環境・エネルギー産業振興グループ
TEL 017-734-9738 FAX 017-734-8213

14 経営課題の解決に向けたさまざまな相談をしたいとき（青森県よろず支援拠点）

中小企業者・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、コーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業者・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

- (1) 対象者 中小企業者・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業者・小規模事業者に類する者
- (2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。
- ① 経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」
 - ② 事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」
 - ③ 案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」
- ※令和5年7月から、「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。
- (3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。
- ① 相談窓口
 - ・21 あおもり産業総合支援センター内
日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）
場所：21 あおもり産業総合支援センター（青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階）
 - ・八戸サテライト ※予約制
 - ・弘前サテライト ※予約制10:00～16:00の時間帯でサテライトを開催し、相談対応をしています。
 - ② よろず出張相談会 ※予約制
県内数箇所 10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

15 首都圏等での新たな販路開拓のための相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

○対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

16 食品加工に関する商品開発などの相談をしたいとき（FB（フードビジネス）相談会）

青森県産業技術センターとの共催により、県内6地域（7か所）において食品加工を行う製造業者向けの商品開発に係るアドバイスや支援制度の情報提供を行います。

（1）対象者 県内で食品加工を行う製造業者等

（2）相談料 無料（要予約）

（3）開催日

開催地区／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
青森地区	20日(木)	25日(木)	22日(木)	20日(木)	24日(木)	21日(木)
弘前地区	19日(水)	24日(水)	21日(水)	19日(水)	23日(水)	20日(水)
八戸地区①	4日(火)	9日(火)	6日(火)	4日(火)	1日(火)	5日(火)
八戸地区②	21日(金)	26日(金)	23日(金)	21日(金)	25日(金)	22日(金)
五所川原地区	17日(月)	17日(水)	14日(水)	12日(水)	10日(木)	13日(水)
十和田地区	12日(水)	16日(火)	13日(火)	11日(火)	9日(水)	12日(火)
むつ地区	11日(火)	15日(月)	12日(月)	10日(月)	8日(火)	11日(月)

開催地区／月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青森地区	18日(水)	22日(水)	21日(木)	25日(木)	22日(木)	21日(木)
弘前地区	16日(月)	20日(月)	20日(水)	24日(水)	21日(水)	18日(月)
八戸地区①	3日(火)	7日(火)	5日(火)	10日(水)	6日(火)	5日(火)
八戸地区②	20日(金)	27日(月)	22日(金)	26日(金)	20日(火)	22日(金)
五所川原地区	12日(木)	15日(水)	13日(水)	17日(水)	14日(水)	13日(水)
十和田地区	11日(水)	14日(火)	12日(火)	16日(火)	13日(火)	12日(火)
むつ地区	10日(火)	13日(月)	11日(月)	15日(月)	8日(木)	11日(月)

（4）開催場所

青森地区：21 あおもり産業総合支援センター（青森県共同ビル7階）

弘前地区：青森県産業技術センター 弘前工業研究所

八戸地区①：青森県産業技術センター 食品総合研究所

八戸地区②：八戸インテリジェントプラザ

五所川原地区：五所川原市民学習情報センター

十和田地区：青森県産業技術センター 農産物加工研究所

むつ市：青森県産業技術センター 下北ブランド研究所

※開催日・開催場所は変更になる場合がありますので担当窓口までお問合せください。

【担当窓口】 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

17 経営・技術・情報化等に関する専門的な助言を受けたいとき

- (1) 対象事業 中小企業者等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。
- (2) 対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業者等
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1／3の自己負担が必要です。（経費の2／3はセンターが負担します。）
※派遣回数は原則5回程度となります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

18 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

- (1) 下請取引の斡旋
登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。
- (2) 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）
取引上の悩み相談に相談員や弁護士が対応します。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

19 事業承継に関する相談をしたとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」といった中小企業者等に対して、無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

【担当窓口】 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777

20 収益力の改善や事業再生のための財務や事業の見直しについて相談したいとき

(中小企業活性化協議会)

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

青森県中小企業活性化協議会は、公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援することを目的としています。

- (1) 対象者
- ①事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
 - ②事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
 - ③金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
 - ④過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
- ①経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
 - ②再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援、収益力改善支援（ガバナンス体制整備支援含む）、再チャレンジ支援
 - ③経営改善計画策定支援や早期経営計画策定支援に対する助言
- (3) ご相談にあたって
- ①ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
 - ②ご相談にいられた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
 - ③窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

また、青森県中小企業活性化協議会では、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）に対し、経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業者・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務を行っています。

(1) 対象者

①経営改善計画策定支援

【通常枠】

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業者・小規模事業者

【GL 枠】

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉の中小企業の事業再生等のための私的整理手続」（以下「ガイドライン」という。）に基づき計画策定を行う中小企業者・小規模事業者

②早期経営改善計画策定支援

資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする者であって、認定経営革新等支援機関たる専門家の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を早期に策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出するとともに伴走支援を受けながら改善実行することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者

(2) 支払いの対象となる費用

① 経営改善計画策定支援

【通常枠】

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、計画策定に係る費用の総額200万円を上限とし、伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。金融機関交渉に係る費用の総額10万円を上限とし加算できる。）

【GL枠】

ガイドラインに基づき、認定経営革新等支援機関が経営・財務及び事業の状況に関する調査分析（以下「デューデリジェンス」という。）を実施するにあたり必要な費用、計画策定支援及び伴走支援に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、デューデリジェンス費用等の総額300万円を上限、計画策定支援に係る費用の総額300万円及び伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。）

※【通常枠】【GL枠】ともに利用申請時に提出するデューデリジェンス、計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉等に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

② 早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、総額25万円を上限とし、計画策定支援に係る費用と伴走支援（決算期）に係る費用の比率は原則3：1とする。なお、伴走支援（決算期）に係る費用は上限5万円、伴走支援（期中）に係る費用の上限額は5万円とする。金融機関交渉に係る費用は総額10万円を上限として加算できる。）

※利用申請時に提出する計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

【担当窓口】 青森県中小企業活性化協議会（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）

TEL 017-723-1021 FAX 017-773-5236

※経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に関することは、

TEL 017-723-1024 FAX 017-773-5236

21 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業者が行う経営革新を支援することにより、中小企業者の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業等	従業員 500 人以下
○卸売業	従業員 400 人以下
○サービス業	従業員 300 人以下
○小売業	従業員 300 人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

① 経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

② 経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・ 4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・ 5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

(3) 支援策の概要

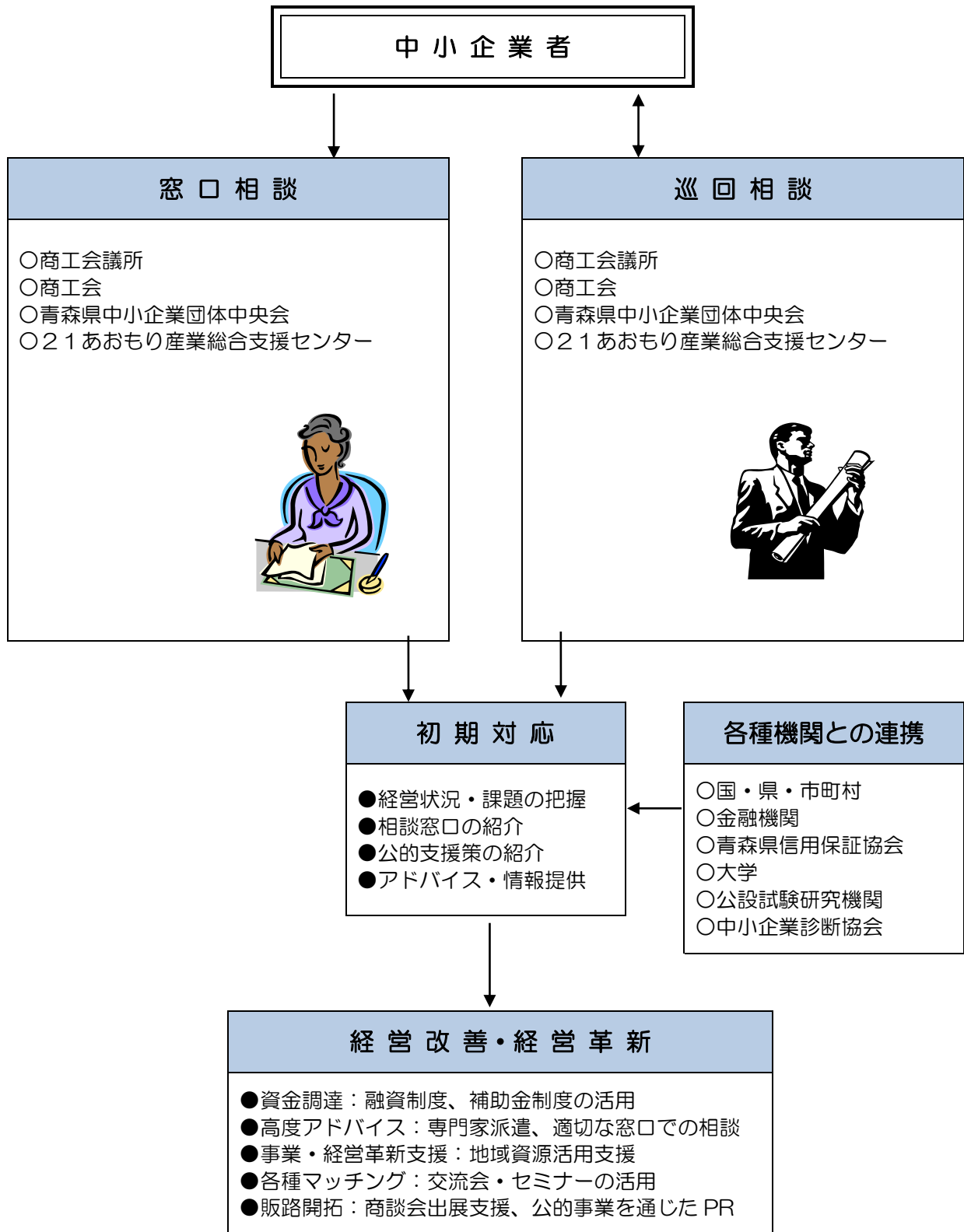
申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ①政府系金融機関による低利融資制度
- ②「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④中小企業投資育成株式会社法からの投資
- ⑤高度化融資制度
- ⑥起業支援ファンドからの投資
- ⑦販路開拓コーディネート事業
- ⑧日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）（※海外展開による経営革新の場合のみ）
- ⑨日本貿易保険による支援措置（※海外展開による経営革新の場合のみ）

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

◎ 中小企業者の経営相談フロー



Ⅳ セミナー・研修・イベント関係

1 エシカル消費で未来を変えるプロジェクト事業

県民のエシカル消費（地域の活性化や雇用などを含む人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）を促進するため、サービスの供給側となる県内事業者に対して、セミナーの開催等によりエシカル商品・サービスの提供に関する情報共有及び普及啓発を図ります。

○あおもリエシカルセミナーの開催

エシカル商品やサービスの開発・提供等の取組につなげるため、実際の取組事例を紹介するなどといった県内企業等向けのセミナーを開催します。

【担当窓口】 県環境生活部 県民生活文化課 消費生活・公益法人グループ
TEL 017-734-9206 FAX 017-734-8046

2 起業家育成研修事業

創業支援拠点を設置している市等と連携し、県内において創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、起業準備やビジネスプラン作成方法等を内容とした研修を開催します。

(1) 内 容 起業に関する基礎知識や起業事例紹介

(2) 場 所 県内5カ所（黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市で予定）

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 継ぎたい・継がせたい事業者支援促進事業

新型コロナによる県内中小企業者への影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者の発掘や支援者・後継者のスキル向上に取り組み、県内中小企業者の円滑な事業承継を促進します。

(1) 継がせたい事業者発掘事業

民間事業者のポータルサイトを活用して継がせたい事業者をオープンネームで公開し、全国の継ぎたい候補者とマッチングするモデル事業を実施します。

(2) 継ぎたい・継がせたい事業者支援モデル構築事業

① セミナーの開催

各業界団体等と連携し、事業承継の必要性・重要性を伝え、事業承継に取り組む意識を醸成するセミナーを開催します。

② 事業承継支援

事業承継計画を作成する事業者を公募し、採択された事業者の事業承継を支援します。

(3) 事業承継支援スキル向上事業

① 事業承継スキルアップ研修会の開催

② 支援者や後継者の都合に合わせて受講できる研修動画の作成

(4) 広報事業

新聞やテレビCM、県広報媒体の活用により事業承継に取り組む意識を喚起します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 あおもり創業・起業支援強化事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・U I Jターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進のほか、足腰の強い堅実な創業・起業に向けた支援プラットフォームの機能の充実・強化に取り組みます。

(1) 女性・U I Jターン創業の推進

① 先輩女性起業家等を活用した支援環境の整備

あおもり女性創業サポーターズ「あおもりフルール」の任命を行います。

② U I Jターン創業のPR

U I Jターン創業事例集とPR動画の作成や首都圏イベントへの専門家派遣等を行います。

(2) 地域課題解決型創業の促進

地域課題解決型創業希望者等によるワークショップや地域滞在型スキルアップ合宿、ビジネスプランプレゼンテーションを実施します。

(3) 支援プラットフォーム機能の充実・強化

① 地域インキュベーション体制の確立

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーション・マネジャー(女性1名含む)を配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣、創業後のフォローアップを行います。

② 先輩起業家等を活用した支援環境の整備

先輩起業家等を活用し、少人数交流会を実施します。

③ 合同支援制度説明会の開催

市部で、関係機関等が一堂に会した創業希望者等を対象としたセミナー及び各種支援制度の説明会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

5 食品事業者等販路開拓支援事業 ※公募終了

コロナ禍による経済・社会の変化（DXの進行、ECサイト市場の拡大）に対応しきれていない県内食品事業者等の販路開拓を支援するため、ECサイトを活用した販路開拓に取り組む事業者を育成するほか、コロナ禍による社会の変化に応じた展示会出展のノウハウ取得を支援します。

(1) ECサイト販売力強化支援

① ECサイト販売カステップアップ支援

ECサイト向けの商品開発や検索対策等について、各参加事業者の課題解決に向けて、テストマーケティングの前後で個別指導を実施します。

② ECサイトにおけるテストマーケティング

座学で学んだ内容の効果をはかり、自社での販売にフィードバックするため、ECサイトでテスト販売を実施します。

(2) オフラインでのアプローチ強化支援

① 展示会提案力アップデート支援

販促物の作成方法や展示会にて取得した名刺の分析方法等について、各事業者の課題解決に向けて、展示会の前後で個別指導を実施します。

② 首都圏展示会出展支援

座学で学んだ効果の内容を測るとともに、業界のトレンドを吸収するため、首都圏の展示会に青森県ブースとして実行委員会を組んで出展します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

6 神戸とつながり発展するビジネス交流推進事業

神戸と青森の企業間でのビジネス交流推進等を目的として、ビジネス相互交流に向けたマッチング、情報発信、ビジネス連携事例の創出に取り組みます。

(1) ビジネス交流に向けたマッチング

- ① 神戸・青森における企業ニーズ等の調査
- ② 企業ニーズに応じたビジネスマッチング
- ③ ビジネス交流推進会議の設置

(2) ビジネス交流に向けた気運醸成

ビジネス交流の気運醸成に向けた青森・神戸交流イベントを開催します。

(3) ビジネス交流による連携事例の創出

令和4年度に公募、選定した青森・神戸ビジネス連携モデルプランについて、実践の伴走支援及び発表会を行います。

神戸市とのビジネス展開をお考えの際は、お気軽にお問合せください。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

7 デジタルトランスフォーメーション推進事業（総合的支援体制）

(1) 青森県DX推進フォーラム×21あおり産業創造フォーラム2023

デジタル技術の活用による生産性の向上や新事業展開等の支援を通じた産業DXの推進等を目的に、公益財団法人21あおり産業総合支援センターと共催で開催しました。

- ・日時 令和5年9月12日（火）
- ・場所 ウェディングプラザアラスカ

(2) きっかけづくりセミナー

デジタル化に向けた様々なデジタルツールの紹介と活用方法についてセミナーを開催します（一部開催済）。

①利益アップを実現する飲食・小売・理美容業界のDX

- ・日時 令和5年9月20日（水）
- ・場所 八戸商工会館

②初心者からスタート！集客術とキャッシュレス基礎講座

- ・日時 令和5年10月2日（月）
- ・場所 つがる市商工会館

③スマホで完結！飲食・小売・理美容のための集客力アップ講座

- ・日時 令和5年10月23日（月）
- ・場所 弘前商工会議所

④スマホで完結！飲食・小売・理美容のための集客力アップ講座

- ・日時 令和5年10月25日（水）
- ・場所 むつ来さまい館

今後も、各地でセミナーを開催予定です。

※セミナー開催の詳細については、青森県DX総合窓口ポータルサイトをご覧ください。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

8 デジタルトランスフォーメーション推進事業（人財育成・確保）

県内産業のデジタル化を図るため、デジタル人財の育成及び確保に取り組みます。

（1）デジタル人財の育成

①デジタル技術体験研修

県内事業者におけるデジタル技術担当者等を対象に、プログラミング経験を必要としないノーコードツール等の体験を通じて、デジタルツールの有効性を実感し、自社の業務効率や生産性の向上に取り組むための実践的なスキルを学ぶ研修を開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

②セキュリティ対策セミナー

デジタル技術を安全に活用できる人財を育成するため、セキュリティ対策についてのセミナーを開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

（2）デジタル人財の確保

①大学・専門学校等業界研究会 ※募集終了

県内の大学や専門学校の学生等を対象として、デジタル人財の採用を予定する県内企業による業界研究会を開催します。

②首都圏デジタル人財との交流

人財の還流及び県内IT事業者との協業を促進するため、首都圏デジタル人財と県内IT事業者との交流会を東京（2回）及び県内（4回）で開催します。

※日時や場所などの詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

交流会日程	東京（第1回）	8月26日（土）	マイクロソフト品川本社（港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー）
	東京（第2回）	9月24日（日）	東京交通会館（千代田区有楽町2-10-1）
	十和田市	11月10日（金）	third.（十和田市西三番町1-8）
	弘前市	11月17日（金）	ワークスペースSHIFT（弘前市百石町38-1）
	八戸市	11月24日（金）	風笑堂（八戸市長苗代1-11-5）
	三沢市	12月1日（金）	BLUE（三沢市大町2-4-7 2F）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

9 医療・介護現場ニーズ勉強会

医療・介護福祉関連機器等の開発を促進するため、医療・介護福祉関係者が事業者現場ニーズを発表する勉強会を開催します。

- (1) 内 容 医療・介護福祉関連機器やシステム等の開発に向けた医療・介護福祉現場ニーズの発表等
- (2) 主な対象 医療・介護福祉関連機器等の開発に関心のある県内事業者、医療・介護福祉関連機器等を扱う商社、ディーラー等

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420
メール sozoka@pref.aomori.lg.jp

10 機能性表示食品開発推進事業 ※公募終了

消費者の健康需要の高まりをビジネスチャンスと捉え、県産食材等を使用した機能性表示食品の商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

- (1) 内 容 商品開発専門家及び機能性表示食品専門家による商品開発、既存商品改良へのアドバイス支援等
- (2) 対 象 者 県内食品加工事業者等（2者程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

11 青森りんごで健康美人！機能性新市場育成事業 ※公募終了

県内の健康美容産業の振興を図るため、県内企業によるりんごを使った健康志向食品の商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

- (1) 内 容 商品開発専門家及び機能性表示食品専門家による商品開発、既存商品改良へのアドバイス支援等
- (2) 対 象 者 県内食品加工事業者等（2者程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

12 新事業等創出セミナー開催事業

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、県内中小企業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象としたセミナーを開催します。

※関係事業

- ・知的財産活用新事業創出推進事業

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

13 知財活用弁理士等派遣事業

中小企業者等における知財研修や課題解決、地域団体における地域資源のブランド化、教育機関等における知財教育など、知財に関する多様なニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、知的財産の普及啓発や活用促進を図ります。

(1) 対象者 県内中小企業者、地域団体、教育機関等

(2) 事業内容 弁理士等の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担
弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則3時間まで（複数回の派遣可）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

14 知財活用人財育成強化推進事業（J-PlatPat 講座）

中小企業者等を対象に、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用した意匠、商標の検索方法について、基本操作等を実習形式で学ぶための講座を開設します。

(1) 対象者 県内中小企業者などの実務者等

(2) 開催時期・場所 青森会場（青森県総合社会教育センター4階）
商標・意匠編 令和5年10月25日（水）13時～16時
特許・実用新案編 令和5年10月26日（木）13時～16時

八戸会場（八戸市視聴覚センター児童科学館 視聴覚室）
商標・意匠編 令和5年11月9日（木）13時～16時
特許・実用新案編 令和5年11月10日（金）13時～16時

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

15 知財活用人財育成強化推進事業（知財総合講座）

中小企業者等の知的財産を扱う人財育成の強化を図るため、知的財産権制度の基礎知識から活用方法まで習得できる知財総合講座を開設します。

(1) 対象者 県内中小企業者、教育機関などの実務者等

(2) 開催時期 令和5年5月24日（水） ※実施済
令和5年6月29日（木） ※実施済
その他随時開催予定

(3) 開催場所 5月実施分 地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所
6月実施分 東奥日報新町ビル2階 New'sホールD催事場

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

16 知財活用サロンの開催

中小企業者等を対象に、特許等を活用した新事業の創出、自社の価値を高めるブランド戦略構築、地域資源を活かした地域ブランド構築等を支援する研修会を開催します。

- (1) 対象者 県内中小企業者等（各会場10社程度）
- (2) 開催時期 八戸地区
第1回：令和5年9月7日（木）14時～16時
第2回：令和5年9月14日（木）14時～16時
- 弘前地区
第1回：令和5年10月12日（木）14時～16時
第2回：令和5年10月19日（木）14時～16時
- (3) 開催場所 八戸地区：八戸プラザホテル グレースホール
弘前地区：弘前工業研究所研修室

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

17 若年者の県内定着促進事業

高校生をはじめ、本県の次世代を担う人財を幅広く対象として、県内就職の魅力や県内企業の情報を強かに発信して、若年者の県内定着の促進を図ります。

- (1) 高校生の県内定着促進に向けた取組
工業高校以外の高校を対象として、学校のニーズに基づいて、県内企業が自社の魅力を直接生徒にPRするイベント又は若手社員との座談会を開催するほか、工業高校を対象として、ものづくり企業によるPRイベント等を開催します。
- (2) 将来の県内定着促進に向けた取組
小学生向けに県内企業の見学会を実施するほか、県内事業所において小学生の職業体験イベント「ジョブキッズあおもり」を開催します。
- (3) 若年女性の県内定着促進に向けた取組
女子大生や女子高生が、あおもり女子就活・定着サポーターズ「あおもりなでしこ」と県内就職の魅力等について考えるワークショップ等を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

18 労働力確保体制強化事業(県外からの人材還流)

県出身者と直接つながり続ける仕組みを構築し、UJターン就職促進のための情報を継続的に提供するとともに、県出身の学生や大学の就職担当課に対して県内企業の魅力をPRする機会を創出します。

- (1) スマートフォンのアプリの活用により、高校卒業段階から継続的に本県で働くことなどに関する情報を発信していく仕組みの構築に取り組みます。
- (2) 県内外の大学と連携し、本県出身の学生に向けて県内企業の魅力をPRする機会を創出します。
- (3) 県内外の大学の就職担当課と県内企業との情報交換会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

19 中小企業採用活動デジタル化推進事業

県内企業の採用活動におけるデジタル化を推進するための実践的なノウハウを習得するセミナーやウェブ合同企業説明会を開催するとともに、インターンシップのオンライン化の支援などを通じて、県内企業の採用力の向上を図ります。

- (1) 採用活動のデジタル化
 - ①採用活動力向上に向けた支援
県内企業を対象として、採用活動におけるデジタル化を推進する実践的なセミナーを開催します。
 - ②ウェブ合同企業説明会の開催
大学生を対象にウェブ合同企業説明会を開催します。
- (2) インターンシップのデジタル化
 - ①インターンシッププログラムの構築・実証
県内企業を対象として、学生ニーズに基づいたオンラインインターンシッププログラムの構築を支援します。
 - ②ウェブインターンシップマッチング会の開催
大学生を対象に、ウェブによるインターンシップマッチング会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

20 在職者訓練

在職中の労働者の方を対象に、急速な技術の進歩や産業構造の変化等に対応した高度な技能を習得していただくため、短期間の職業訓練を開催します。

(1) 開催場所

県内4ヵ所にある県立職業能力開発校（青森、弘前、八戸、むつ）で開催します。

(2) 訓練コース

2023年度は、県立職業能力開発校4校で計39コースを開催予定です。

訓練内容は、電気工事、土木施工、木造建築、造園、配管など、仕事に必要な知識・技能の向上や資格取得を目的とした内容となっています。

(3) 受講料

受講料は各コースの設定時間によって異なり、12時間までは1コース1,000円、1時間超過毎に100円が加算されます。この他、訓練コースによっては、テキスト代や材料費などを実費で負担して頂く場合があります。

(4) その他

各コースの詳細は、各職業能力開発校のホームページに掲載しています。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ
TEL 017-734-9415 FAX 017-734-8117

21 県外量販店等とのWeb商談会の開催 ※終了

生産者や関連企業・団体の販路拡大を支援するため、Web商談の手法を習得する研修を実施するとともに、県外量販店等のバイヤーとのWeb商談会を開催しました。

(1) 食品事業者のための“Web商談”研修 実践コース（2時間）＜講師 国分東北株式会社＞

- ① 日 時 令和5年6月22日（木）
- ② 場 所 新町キューブ3階会議室
- ③ 募集人数 30名
- ④ 内 容 商談を取り巻く環境の変化や効果的にWeb商談を進めるコツ、商談で伝えなければならないこと等

(2) 2023「青森の正直」Web商談会

- ① 会 期 令和5年7月25日（火）～27日（木）
- ② 会 場 オンライン
- ③ 主 催 「青森の正直」商談会実行委員会
＜青森県、（公社）青森県物産振興協会、（株）青森銀行、（株）みちのく銀行、（一社）青森市物産協会、（公社）弘前市物産協会、（一財）VISIT はちのへ、（公社）下北物産協会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、津軽海峡ブランド商品開発実行委員会、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、日本政策金融公庫青森支店＞
- ④ 出展企業 県内の農林水産団体、食品加工業者等（令和5年度実績：県内33事業者）
- ⑤ 商談先 県外の量販店等（令和5年度実績：15社）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 宣伝・販売グループ
TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8158

22 あおもりICT施工実践推進事業

県内建設現場における生産性の向上に向け、ICT活用工事を受注できる体制の構築を促進させるため、講習会等を実施します。詳細は決まり次第HPでお知らせします。

(1) ICT施工講習会の実施

施工管理者を対象に、ICT施工の実務能力を習得するための実習型講習会を実施します。

(2) ICT施工のための意見交換会の実施

施工管理者を対象に、現場の状況に応じたICT活用方法を共有するための現場見学会・意見交換会を実施します。

(3) ICT施工のための体制作りセミナーの実施

ICT導入に向けた社内体制作りのための経営者向けセミナーを実施します。

(4) 生産性向上のためのICT技術体験会の実施

ICT技術建機・機器のデモ・試乗体験ができる経営者向け体験会を実施します。

(5) 生産性向上のためのICT技術セミナー・個別相談会

ICT技術の導入効果及び取組事例をテーマにセミナー及び個別相談会を実施します。

【担当窓口】 県国土整備部 監理課 建設業振興グループ
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

23 風力発電関連産業しごとづくり・人づくり事業

風力発電関連業への県内企業の参入促進と人材育成を図るため、工業高校生等向けの体験研修を実施するとともに、新規参入事業者の掘り起こしに向けたメンテナンス業務等に係る説明会及び体験会を開催します。

(1) 風力発電施設体験研修会

県内工業系高等学校等（400名程度）を対象に、風力発電研修施設において風力発電の概要を学び、風力発電実機を見学します。

(2) 風力発電関連産業担い手掘り出し

県内企業を対象に、風力発電関連産業への新規参入機会の拡大を図るため、風力発電メンテナンス業務等に関する説明会及び業務体験会を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 環境・エネルギー産業振興グループ
TEL 017-734-9378 FAX 017-734-8213

24 原子力関連研修

原子力関連施設でのメンテナンス業務への県内企業の新規参入や従事する人材の育成を図るため、県内企業を対象とした研修を実施します。(研修内容等詳細については、別途ホームページ等でお知らせします。)

(1) 原子力発電施設等研修事業

原子力発電施設等のメンテナンス業務への参入を図る、又は参入済みの県内企業に対し、従事に必要な知識・技術の習得や資格等の取得につながる研修を実施します。

(2) 原子力関連技術研修事業

メンテナンス業務を中心に、県内企業の原子力施設関連業務への参入を促進するため、基礎的な研修を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 量子科学振興グループ
TEL 017-734-9725 FAX 017-734-8213

25 中南地域ものづくり企業等若者採用力向上事業

中南地域のものづくり企業等の将来を担う若者の採用力を向上させるため、管内高校の生徒や教師に向けたアプローチを促進します。

(1) 企業と高校生の交流会の開催

地元企業で働き、充実した生活を送っている OB・OG 等と「仕事と暮らし」について語り合う交流会を行います。

(2) 企業と高校の情報交換会

管内ものづくり企業等と高校(就職支援員及び進路指導教諭)との情報交換会及び就職支援員による講演を行います。

(3) 地元企業見学会

高校生を対象とした、中南管内のものづくり企業等の見学会を行います。

【担当窓口】 県中南地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0172-32-2407 FAX 0172-32-2451

26 協働ロボットを活用した三八地域ものづくり企業支援事業

協働ロボットは、従来の産業ロボットとは異なり、小型で軽量、省スペースに設置ができ、安全柵無しで人と同じ空間で共同して作業が可能とされています。また、プログラムの作成や変更が容易なことから1台のロボットで人の仕事を手助けする様々な作業に対応できるため、生産性向上に効果的であると注目されています。

この協働ロボットを活用して三八地域のものづくり企業の生産性向上を図るため、地域の産学官金が連携し、協働ロボット導入の機運醸成から製造工程の改善に向けた支援を行います。

(1) ロボット利活用検討会による普及啓発

三八地域のものづくり企業において効果が高いと考えられるロボット導入事例等を紹介するセミナーを開催します。

(2) ロボット専門人財の育成支援

生産現場においてロボットを管理する人財を育成するため、ロボット安全特別教育や協働ロボット操作体験会等を開催します。

(3) ロボットシステムのモデル構築による導入促進

製造工程の改善に向けたロボットシステムの汎用的なモデル構築と実証試験を行うことで、三八地域の同業他社へ応用展開を図り、ロボット導入を促進します。

【担当窓口】 県三八地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0178-27-3936 FAX 0178-27-8171

27 西北地域の未来をつくるデジタル人財育成事業

ICTスキルを活用して働く人財を育成するため、子育て中の女性や一次産業者向けにICTスキルの習得・向上につながる講座を実施するとともに、地元ICTワーカーによる高校生向けの出前講座を実施します。

(1) ママICTワーカー育成講座の開催

県内リモートワーカー等を講師とし、リモートワークに必要とされる様々なスキルや知識を習得する講座を開催します。

(2) アウトソーシング実証

取組(1)の参加者が県内企業等から事務代行などの案件を受注・遂行するアウトソーシング実証を行います。

(3) 一次産業者向けICTスキル習得講座の開催

農産物や商品等の売上向上につながるようなICTスキル(オンライン直販ツールやSNSの活用方法など)を習得できる講座を開催します。

(4) 管内高校での地元ICTワーカー出前講座の実施

Uターン経験を持つ地元のICTワーカー等が、管内高校に出向き、仕事や地元で働くことの魅力等について話す出前講座を開催します。

【担当窓口】 県西北地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0173-34-2175 FAX 0173-34-2168

28 産学官金連携人材育成支援事業

人材育成に前向きな企業を支援し、有為な人材の確保と企業の成長発展に貢献するため、産学官金が連携して人材育成研修を実施します。

(1) 連携機関

中小企業大学校仙台校、協同組合青森総合卸センター、ポリテクセンター青森 等

(2) 対象者

人材育成に取り組む中小企業者等の経営者及び管理者並びに中堅・若手社員等の従業員

(3) 受講料

研修毎に定められた受講料をお支払いいただきます。なお、当センターの賛助会員には、受講料の助成があります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

V その他

1 あおもり若者定着奨学金返還支援制度

若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、県内で就業・居住する大学等卒業者の奨学金の返還を県内企業等と連携して支援します。

制度の活用には「事前登録」が必要です。

※制度の詳細は、公式サイト「あおもり奨学金サポートサイト」に掲載の要綱等をご覧ください。

<https://www.aomori-life.jp/syogakukin/>



(1) 支援対象

- ①奨学金の貸与を受けている大学等の卒業生（見込を含む）で、就業時に35歳未満の方
- ②次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者で、趣旨に賛同し資金を拠出する企業等（これを「あおもり若者定着サポート企業」といいます。）
 - ア) 採用に関する権限がある事業所等を青森県内に有する企業等
 - イ) 勤務地が原則として青森県内に限定される採用形態での採用を行う企業等

(2) 支援対象とする奨学金の種類

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）
青森県育英奨学会の大学奨学金

(3) 支援条件

募集対象年度に「あおもり若者定着サポート企業」に就職し、6年以上就業かつ県内に居住すること。

(4) 支援内容

「あおもり若者定着サポート企業」での就業及び県内居住の要件を満たして3年経過時に支援額の1/2を、6年経過時に残りの1/2を、それぞれ県とサポート企業が同額ずつ負担して奨学金貸与機関に繰上返還する形で支援します。

支援額は、下表に基づき「あおもり若者定着サポート企業」が選択した額とします。

（「あおもり若者定着サポート企業」は、支援の要件を満たした後、それぞれ支援額の1/4を県に寄附していただきます。）

卒業・修了した学校	一人当たりの支援額 （企業が選択） ※カッコ内は寄付額	支援額の上限額
4年制大学、6年制大学、 大学院、高等専門学校専 攻科	1,500千円（750千円） 1,000千円（500千円） 600千円（300千円）	返還総額（既卒者の場合は返 還残額）の1/2又は左記によ り企業が設定する支援額のい ずれか低い額
短期大学、高等専門学校、 専修学校専門課程	750千円（375千円） 500千円（250千円） 300千円（150千円）	

【担当窓口】 県企画政策部 地域活力振興課 移住・交流推進グループ
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8027

2 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

(1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証
保証限度額15億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
増加雇用数に応じて税額控除

(2) 主な認定要件

- ・事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は1人）以上であること
- ・施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記HPをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

3 中小企業等グリーントランスフォーメーション（GX）推進事業

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉え、県内中小企業者の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するGXの取組を推進し、企業価値・企業競争力の向上を図ります。

(1) GXに向けた意識啓発

GXに向けた意識啓発を図ることを目的に、県内中小企業者の経営者層及び産業支援機関を対象としたセミナーを開催します。

(2) GX経営戦略の策定、導入支援

①GXアドバイザー派遣

県内中小企業者のGXを推進するためアドバイザーを派遣し、GXに向けた経営戦略の策定に関する助言を行います。

②脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入経費への補助

GXアドバイザーの支援を受けて策定した経営戦略に基づき、高効率な生産設備等の導入により脱炭素化と生産性の向上の両立に取り組む県内中小企業者に対して、導入に要する経費の一部を補助します。

(3) グリーン成長戦略関連産業参入支援（調査・研修会）

①グリーン成長戦略関連産業参入調査

グリーン成長戦略に掲げる成長が期待される産業への県内企業の参入可能性を調査します。

②グリーン成長戦略関連産業参入研修会

県内企業を対象に参入可能性が高い産業に関する知識習得等を目的とした研修会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

4 レッツBuy あおもり新商品認定事業 ※公募終了

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuy あおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

(1) 申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- ・県内に本店又は主たる事務所を有する者
- ・県内に工場又は事業場を有する者
- ・県内に住所を有する個人

(2) 対象商品

- ・概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- ・医薬品、食品は対象外です。

(3) 支援策

- ・県庁内への試験的購入、評価、販売者へのフィードバック
- ・（公財）21 あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- ・報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ・ホームページ等による情報発信
- ・民間企業とのビジネスマッチング
- ・首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

5 青台連携新産業創出事業

台湾企業との連携による新たなビジネスの創出を図るため、これまで培った台湾とのネットワークを活用し、国際感覚を持って新たなビジネスにチャレンジする県内企業等を支援するとともに、台湾企業による投資促進に向けたプロモーション活動等を行うことで、台湾とのビジネス交流を促進します。

(1) 台湾の強みを活用したビジネスの創出

①新たなビジネスモデルの創出

台湾の強み（青森県にはないフルーツやスパイス等の素材）を活用した商品開発など、新たなビジネスモデルを創出し、県内企業による新たな事業展開を促進します。

②ビジネスプランコンテスト2022受賞作品の商品開発 ※事業者決定済

若者視点の新たな発想によるビジネスプランを募集した「青森発！台湾との連携によるビジネスプランコンテスト 2022」の最優秀賞受賞作品について、台湾の強みを活用した新商品として県内において開発・テスト販売します。

③青森の強み・技術を生かした商品開発（県産酒類・飲料）

本県の強み（発酵技術等）と台湾産果実を活用した新商品の開発に向けて、産技センターにおいて最適な製造技術を開発します。

(2) 台湾企業による県内投資の促進

台湾企業の投資（業務提携等も含む）を呼び込むため、PR活動を展開します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

6 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間で締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

(1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ① 面談候補企業の選定
- ② 面談日程の調整（初回のみ）
- ③ 打合せスペースの提供
- ④ 通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤ 事務局の同行（初回のみ）

(2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会は有料）

<台日商務交流協進会>

台日企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾の中小企業者を中心として会員数116名。

<台北市進出口商業同業公会>

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

7 あおもりPG台湾ビジネス挑戦事業

「あおもりPG」の台湾展開を促進するため、ライブコマース等を活用した新たな販売戦略を構築するとともに、県内企業と台湾企業のマッチング支援や認知度向上に向けたプロモーションに取り組みます。

(1) ライブコマース等活用による新たな販売戦略構築事業

ライブコマース等の新しい販売手法について学ぶ新市場開拓セミナーを実施するとともに、チャネル別の販売戦略相談会やテスト販売、フォローアップ会議を実施します。

(2) 現地ビジネスマッチング・プロモーション

台湾薬事関連法に対応可能なマッチング支援者を配置し、現地店舗や越境EC等の販路拡大を支援するほか、台湾での「あおもりPG」ブランド浸透を図るため、現地プロモーションを実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

8 アップサイクルビジネス創出事業

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、産学官で構成する「アップサイクルフォーラム」を設立し、事業化に向けた情報共有やネットワークを形成するほか、実証事業の成果普及等を通じて、県内企業による新たな事業展開を促進します。

(1) アップサイクルフォーラムの運営

アップサイクルビジネスを創出するため、産学官から構成されるフォーラムを運営し、事業者間の情報共有やネットワークの形成を図るほか、重点テーマ毎にセミナー及び専門家コンサルティングを実施します。

(2) 事業可能性調査の実施 ※公募終了

本県由来の未利用資源を活用したアップサイクルビジネスの事業可能性実証を実施し、実証成果の県内企業への普及推進を図ります。

(3) 首都圏プロモーションの実施 ※公募終了

県外事業者とのビジネスマッチングを促進するため、首都圏展示会への出展を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

9 弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業

弘前大学COI参画企業と連携し、参画企業が開発したコア技術を県内企業（二次参画企業）が取り込み、活用することで、新たなヘルスケアサービスの社会実装を目指すために実証委託を行います。

(1) 対象者 弘前大学COI参画企業1社以上を含む企業、大学等の複数の事業主体による事業実施体制を有し、県内に事業所を有する企業等（弘前大学COI参画企業との連携による提案を基本とします）

(2) 対象経費 ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）
② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）
③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）

(3) 総額 委託料500万円（採択件数2件～3件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

10 ヘルスケアサービス実証事業

高齢者のQOL（Quality of Life）の向上に向けた、公的保険外サービスの創出に係る取組について、実証委託を行います。

- (1) 対象者 県内に活動拠点を有する事業者で、介護事業者や医療機関、大学、試験研究機関（（地独）青森県産業技術センター等）等と連携して事業に取り組む者
- (2) 対象経費 公的保険外サービスの創出に向けた取組に要する、次の経費とします。
①人件費（委託事業の従事者の人件費）
②事業費（旅費・会場費・謝金・借上料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・通信運搬費・情報収集費）
③一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 委託上限額 250万円（採択件数1件～2件程度。）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420
メール sozoka@pref.aomori.lg.jp

11 デザイン等知財活用製品開発促進事業

意匠法改正をビジネスチャンスと捉え、デザイン（意匠）・技術（特許）等を活用した製品開発を知財面から支援し、県内企業の競争力強化及び新事業等の創出を促進します。

- (1) 専門家等との連携によるデザイン活用製品開発支援事業
企業が保有する潜在的なデザイン（意匠）保護を支援するとともに、クリエイターなどの専門家や支援機関と共にチームで支援することにより、企業デザイン力を向上させ、デザイン（意匠）を活用した製品開発につなげます。
- (2) 高付加価値製品の海外進出に対する伴走支援事業
デザイン（意匠）・技術（特許）の視点を取り入れた高付加価値製品の海外（台湾等）進出を知財面から支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

12 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」によるマッチング支援

「あおもりジョブ」は、県内企業への就職を希望する学生や求職者等に、自社のPRをすることができる青森県公式就職情報サイトです。企業情報・求人情報・インターンシップ情報を無料で掲載できます。

(1) あおもりジョブの特徴

- ・掲載も更新も無料
- ・大手求人サイト「スタンプ」等に自動掲載
- ・移住支援金対象法人・求人の登録により応募者増の期待大

(2) 掲載内容

- ・県内企業の自社情報
- ・求人情報
- ・インターンシップ情報

(3) 利用方法

「あおもりジョブ」 (<https://aomori-job.jp/>) にアクセスし、システム利用登録の上、掲載内容の登録（企業登録・求人登録・インターン登録）を行ってください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

13 新卒者地元就職促進プロジェクト事業

県内企業による県内就職の魅力発信と新卒採用のための高校・大学等への営業力の強化を進めるとともに、学生と県内企業の相互理解促進を図ります。

(1) 官民連携による県内就職の気運醸成

- ①県とともに県内就職の魅力発信に取り組む企業を「あおもり県内就職促進パートナー企業」として登録します。
- ②共通のPRツール（ロゴやキャッチコピー、パンフレット等）を活用し、パートナー企業が高校生や大学生に対して県内就職をPRします。
- ③高校生や大学生、保護者等に向けて県内就職の魅力と県内企業の情報を集中的に発信します。

(2) 教育現場と企業のマッチング促進

- ①「上手な新卒求人のしかた」リーフレットを制作・配布します。
- ②教員等が教える「上手な新卒求人のしかた」セミナーを開催します。
- ③企業と進路指導担当者の懇談会を開催します。

(3) 学生と県内企業の相互理解促進

- ①新規大学等卒業予定者等を対象に学内での企業説明会や研究会を開催します。
- ②民間団体と大学の連携によるインターンシップのモデルづくりを行います。
- ③大学主催のセミナーや保護者会等でUターン支援策などを紹介します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

14 産地で作る冷凍食品産業振興事業

県産農産物を産地で冷凍する優位性をセールスポイントとした高品質な冷凍食品の開発により、食品産業の新分野の成長を図ります。

(1) 推進体制の整備による商品開発

① 産地フレッシュ生産体制の構築

県産農水産物を産地で冷凍する「産地フレッシュ」の冷凍食品を開発するため、産地から加工、販売まで一体となった推進体制を構築

② 生産の推進

冷凍向け高品質野菜等の生産技術の確立

③ 冷凍技術の開発

県産農水産物に適した品目ごとの冷凍技術の開発

(2) 産業振興に向けた進行管理

① 県内関係者に対する情報提供

本事業の取組内容及び成果情報等を関係者と共有

② 試作品の開発

試作品を開発し求評を得ることで商品開発へ活用

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

15 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

(1) 県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援

食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談を実施

(2) あおもり食産業支援サイトの運営

食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

16 トップブランド商品創出事業 ※公募終了

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

(1) 対象者 県内食品製造業者

(2) 内容

① 県内事業者へのヒアリング調査

商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握

② 商品開発アドバイスの実施

食品製造業者を3事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細かなアドバイスを実施

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ

TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

17 首都圏・西日本における戦略的販路開拓推進事業

首都圏・西日本における県産品の販売拡大を図るため、これまで関係構築された百貨店やホテル・飲食店・EC企業のほか、新たな開拓手法などを通じて新規取引先への販路開拓活動を推進します。

(1) インサイドセールス等効率的な販路開拓の実践

(2) マーケティング専門家のアドバイスに基づく販路開拓活動の実践
(県東京・大阪担当職員と連携し実施)

(3) EC等実需者との共同企画（フェア）等を通じた販路開拓

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ

TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

18 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

(1) 企業農業参入研修会の開催

開催日時 令和5年12月(予定)

開催内容 ① 県内外の優良事例発表・講演等

先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。

② 関連施策の紹介

農業参入に役立つ関連施策(農地中間管理事業、融資制度等)について情報提供を行います。

(2) 相談窓口の設置

構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ
TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

19 青森県おでかけキャンペーン【全国版】 ※終了

本県観光の本格的な回復につなげるため、国の観光需要喚起策である「全国旅行支援」に呼応した宿泊キャンペーンである「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」を、令和4年度に引き続き、下記のとおり実施します。

(1) 実施期間：令和5年7月21日(金)まで ※ただし、4月29日(土)～5月7日(日)を除く

(2) 割引率上限：最大20%

(3) 割引額上限：宿泊を伴う交通付旅行商品 5,000円、左記以外 3,000円

(4) クーポン券：平日2,000円、休日1,000円 ※原則電子クーポンで配付

【担当窓口】 県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ
TEL 017-734-9384 FAX 017-734-8126

20 韓国誘客対策事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

(1) バイヤー招請事業

県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。

(2) 商談会開催事業

ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。

(3) 販路開拓支援事業

韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

21 あおりビジネス海外展開推進事業

県内ものづくり企業（※）の幅広い海外取引や新たな海外ビジネスの実現のため、マッチング機会の創出等やフォローアップ・サポート体制の構築、現地でのスタートアップ支援を行い、更なる海外ビジネスの取組を支援します。

※県内ものづくり企業・・・ 県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

（1）県内中小企業海外展開 PR・サポート事業

工業製品や食品以外の幅広い商品の台湾・ベトナムへの輸出に向けて、ものづくり海外取引拡大アドバイザーを設置し、海外企業との商談支援やフォローアップを実施するとともに、県産品の輸出以外の新たな海外ビジネス展開に向けて、対応する専門家による相談支援を行います。

（2）現地商談マッチング・フォローアップ支援事業 **※公募終了**

県内中小企業者の関心が高い台湾において、現地企業との商談機会を設置します。現地商談後は、引き続き、現地コーディネーター等と連携しながら、オンラインでの商談や代理商談等によるフォローアップを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

22 パートナー連携輸出拡大取組強化事業

県産品の輸出拡大に向け、既存パートナーとの取組を強化し、東南アジアやEU等で販路拡大を図るほか、新規パートナーを開拓しプロモーション等を実施します。

(1) タイ

ビジネスパートナーとして有望な店舗において、青森フェアを実施するとともに、同時期に高級日本食店や居酒屋など複数店舗で県産品メニューを提供する青森フェアを開催し、県産品の輸出拡大を図ります。

(2) 米国

米国で事業を展開している既存パートナーと連携し、現地日系スーパーマーケットにおいて青森フェアを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。

(3) 豪州

オーストラリアで現地小売店・食材卸当バイヤーと取引のある既存パートナーと連携し、ECサイトでの青森フェアを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。

(4) カンボジア

カンボジアで事業を展開している既存パートナーと連携し、現地日系スーパーマーケットにおいて青森フェアを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。

(5) シンガポール

現地の小売店、食材卸等バイヤーと取引のある日系のパートナー企業と連携し、現地小売店等での青森フェアを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。

(6) ベトナム

ベトナムで事業を展開している既存パートナーと連携し、現地日系スーパーマーケットにおいて青森フェアを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。

(7) EU

国内物流会社と連携し、フランス・パリにおいて、県産ホタテの試食プロモーションを実施し、県産ホタテのブランド力向上を図ります。

(8) 香港

- ・国内拠点を持つ海外外食企業と連携し、産地招請による県産品のPRと、県産品を使用したメニューを提供するレストランプロモーションを実施し、県産品の輸出拡大を図ります。
- ・国内青果卸売会社と連携し、鮮度が求められる県産品の試験的な輸出や、新たな販路でのプロモーションを実施し、県産品の販路開拓・拡大を図ります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ・輸出促進グループ
TEL 017-734-9730/9574 FAX 017-734-8119

VI 東日本大震災に係る支援策

【被災中小企業者向け相談窓口等】

1 経営・金融及び雇用支援相談窓口

東日本大震災で被害又は影響を受けた県内中小企業者の事業再建、経営安定、雇用支援等に係る相談に
 応じるため、関係機関において常設相談窓口を設置しています。

このうち、「青森県産業復興相談センター」（青森市）では、震災からの復興の可能性のある中小企業者
 に対し、窓口相談対応のみならず再生計画策定支援などを行い事業再生促進に努めています。

(1) 経営・金融相談

		住 所	電話番号
日本政策金融公庫	青森支店	青森市長島1-5-1	017-723-2331
	弘前支店	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
	八戸支店	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
商工組合中央金庫	青森支店	青森市長島2-1-7	017-734-5411
	八戸支店	八戸市大字八日町43-1	0178-45-8811
県信用保証協会	青森営業所	青森市新町2-4-1 県共同ビル4階	017-723-1353
	弘前支所	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館3階	0172-32-1331
	八戸支所	八戸市堀端町2-3 商工会館1階	0178-24-6181
	五所川原支所	五所川原市東町17-5 商工会館4階	0173-35-4121
	十和田支所	十和田市西二番町4-11 商工会館4階	0176-23-4331
	むつ支所	むつ市中央1-4-6	0175-22-1204
商工会議所	青森商工会議所	青森市新町1-2-18	017-734-1311
	弘前商工会議所	弘前市大字上鞆師町18-1	0172-33-4111
	八戸商工会議所	八戸市堀端町2-3	0178-43-5111
	黒石商工会議所	黒石市市ノ町5-2	0172-52-4316
	五所川原商工会議所	五所川原市東町17-5	0173-35-2121
	十和田商工会議所	十和田市西二番町4-11	0176-24-1111
	むつ商工会議所	むつ市小川町2-11-4	0175-22-2281
	県商工会連合会	青森市新町2-8-26	017-734-3394
県内各商工会	県商工会連合会のホームページをご覧ください。		
県商工政策課	青森市長島1-1-1	017-734-9368	
県地域産業課	青森市長島1-1-1	017-734-9373	
21あおもり産業総合支援センター	青森市新町2-4-1	017-777-4066	
青森県産業復興相談センター	青森市新町2-4-1	017-752-9225	

(2) 雇用支援相談

		住 所	電話番号
青森労働局総合労働相談コーナー		青森市新町2-4-25 青森合同 庁舎8階 青森労働局雇用環境・均等 室内	017-734-4211
労働基準監督署	青森総合労働相談 コーナー	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8階	017-715-5448
	弘前総合労働相談 コーナー	弘前市大字南富田町5-1	0172-33-6411
	八戸総合労働相談 コーナー	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎1階	0178-46-3311
	五所川原総合労働 相談コーナー	五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	0173-35-2309
	十和田総合労働相 談コーナー	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	0176-23-2780
	むつ総合労働相談 コーナー	むつ市金谷2-6-15 下北合同庁舎4階	0175-22-3136
県内各ハローワーク	青森安定所	青森市中央2-10-10	017-776-1561
	八戸安定所	八戸市沼館4-7-120	0178-22-8609
	弘前安定所	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8609
	むつ安定所	むつ市若松町10-3	0175-22-1331
	野辺地安定所	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
	五所川原安定所	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
	三沢安定所	三沢市桜町3-1-22	0176-53-4178
	十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
	黒石安定所	黒石市緑町2-214	0172-53-8609

2 青森県産業復興相談センター事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再開や事業再生を支援するために、平成23年12月19日に設置された公的機関による国の委託事業です。

現在は、中小企業再生支援協議会との一体化により、機動的かつ迅速な相談体制を確立し、再生計画策定支援を行っているほか、他の関係機関との連携強化を図りながら、県内企業の経営上の広範な内容の相談に対応しています。

- (1) 目的 東日本大震災による被災企業を含む県内中小企業者を対象とした総合的な相談窓口及び常駐専門家の設置により、中小企業者の事業再生に向けた取組みを支援し、迅速な地域経済の活力の再生を図ることを目的としています。
- (2) 対象者 震災からの復興の可能性のある中小企業者を含め、積極的に経営改善に努めようとする事業先を対象とします。
- (3) 支援内容 経営改善に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います。
- ・信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ・外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ・中小企業再生支援協議会と連携した事業再生、経営改善支援
 - ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携による旧債務の整理等、事業再生支援（ただし、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町に事業所を有する事業者に限られます。）

【担当窓口】 青森県産業復興相談センター（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-752-9225 FAX 017-773-5236

Ⅶ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に「新型コロナウイルス感染症」を指定し、資金繰りを支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 県が指定する災害等※により経営の安定に支障を生じているもの
(事業開始後1年未満の方を含む)
※令和5年4月3日から令和6年3月29日まで「新型コロナウイルス感染症」を指定しています。

ご融資の条件

- 融資限度額 3,000万円
- 融資利率 融資期間3年以内：固定年0.9%
融資期間3年超：固定年1.1%
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証利率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証4号 0.95%

信用保証料補助

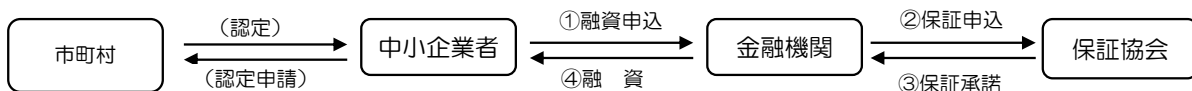
次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。
また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

- (1) 経営安定化サポート資金「災害枠（新型コロナウイルス感染症）」を利用すること
- (2) セーフティネット保証4号※（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、
セーフティネット保証5号（売上高等の減少を要因としないものを除く。）
のいずれかの保証制度を適用すること

※令和5年9月30日までに市町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申請が行われた分までとなります。

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証4号、5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営安定化サポート資金「経営安定枠」で資金繰りを支援します

原油価格の上昇又は物価高騰により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者に対する支援を強化するため、経営安定化サポート資金「経営安定枠」において物価高騰の影響を受けている県内中小企業者を融資対象に追加し、資金繰りを支援しておりますのでご利用ください。

ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者であり、次のいずれかに該当する方

- (1) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
- (2) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

ご融資の条件

- 融資限度額 4,000万円（運転資金）
- 融資利率 取扱金融機関所定利率－0.8%（下限1.6%）
「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証5号 0.86%

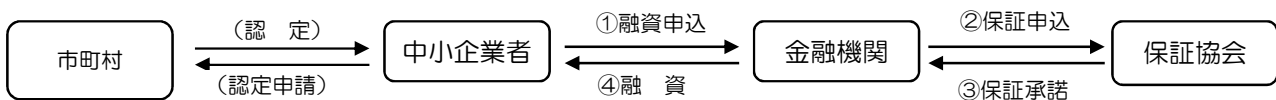
信用保証料補助

以下の市町村では、保証料の全部又は一部を補助します。

青森市、弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、七戸町、六ヶ所村、風間浦村、階上町

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

賃金引上げや物流の2024年問題の解決に 取り組む県内中小企業の方へ

賃金引上げに資する取組を行う県内中小企業者や物流の2024年問題の解決に対応するため業務効率化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「選ばれる青森」への挑戦資金の融資対象に「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」を新設しましたのでご活用ください。

ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
 - (2) 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

ご融資の条件

- 融資限度額 各1億円
- 融 資 利 率 固定年1.1%（三者連携協定の場合1.0%）
- 融 資 期 間 設備資金15年以内（うち据置3年以内）
運転資金10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。
また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

「賃金引上げに資する取組」の場合

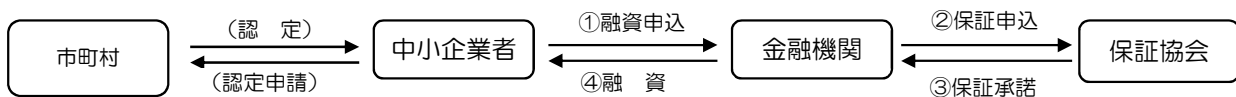
- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（賃金引上げに資する取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する賃金引上げに資する補助事業等を活用すること

「物流の2024年問題の解決への取組」の場合

- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（物流の2024年問題の解決への取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する物流の2024年問題の解決に資する補助事業等を活用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証4号、5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金

エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するため、省エネ設備への更新など、今後の事業継続に向けた対策を行う県内中小企業者等を支援します。

対象者	事業類型	補助率	補助上限額
県内中小企業者 (個人事業主を含む)	通常枠	1/2	300万円
	省エネ最適化診断枠 ・省エネ診断の受診 ※受付できる件数(20件程度)に 限りがあります。 ・事業成果の公表に同意	2/3	500万円
	特別高圧電力枠 ・特別高圧の受電者	1/2	700万円

詳細は裏面へ

詳細は裏面へ

対象事業

エネルギー・原材料価格高騰に対応した、経営基盤強化のための取組

対象経費

・省エネ化・省コスト化に必要な設備更新等 (下限額: 30万円)
・原材料代替のための調査・研究 など

事業例は裏面をご覧ください

公募期間

令和5年10月16日(月)～2次締切 10月31日(火)(締切日必着)
3次締切 11月17日(金)(当日消印有効)
※公募期間中でも予算がなくなり次第募集を終了しますので、予めご了承ください。

補助対象
期 間

交付決定日※～令和6年1月31日(水)
※事前着手できる場合があります。詳細は下記HPをご覧ください。

審 査

2次締切 11月中旬・3次締切 12月上旬に審査し、採択決定
※パートナーシップ構築宣言登録企業は、審査において加点措置が講じられます。
※本補助事業の交付決定を既に受けている事業者も申請できますが、採択の決定にあたっては、初めて申請する事業者、または前回の申請で不採択となった事業者を優先しますのでご了承ください。

提出先

【提出先】 〒030-0812 青森市堤町2-1-1 協同ビル4階
省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局 宛
TEL: 017-762-0147

【申請書等】 下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、
期限までに上記提出先へ原則、郵送にて提出してください。
URL: <https://aomori-shoene.jp>



問合せ先

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金コールセンター
TEL: 0120-990-396
(令和5年10月16日(月)～11月17日(金)の 平日9:00～17:00)

省エネ最適化診断とは

次の(1)、(2)の両方に該当することが条件です。

- (1) エネルギーの専門家による省エネ最適化診断を受けながら設備更新を行うこと
- (2) 事業成果の公表に同意すること

特別高圧電力枠とは

特別高圧(※)の受電者に該当することが条件です。

(※) 使用電力量が極めて高い大規模な工場や施設等で使用する特定の契約電力

活用事業の例

業 種

取 組 内 容

取 組 効 果

縫製業

接着機を電気式から新型スチーム熱ヒーター採用小型低温機に更新



光熱費削減・省力化

- ・ 70～80%の節電を実現
- ・ 作業人員の省力化
- ・ 設備小型化による作業効率向上

年間削減量・削減額(計画)

電気 ▲36,293kwh
灯油 +1,896ℓ → ▲602,143 円

クリーニング業

高効率で、高品質の仕上げ処理が可能なカラーカフス仕上げ機等に更新



手直し処理短縮による固定費削減

- ・ 電気料・灯油代の削減
- ・ 機械プレス時間及びワイシャツ手直し時間が5割前後短縮

年間削減量・削減額(計画)

電気 : ▲3,000kwh
灯油 : ▲2,207ℓ → ▲289,390 円

水産食料品製造業

高効率なボイル用ボイラへの更新とイカやサバ等原材料の代替品検討



光熱費削減・代替品商品化

- ・ ボイラ効率が85%→95%に上昇
- ・ 地元産原材料の新製品開発
- ・ 原材料の調達難等リスク軽減

年間削減量・削減額(計画)

重油A : ▲2,474ℓ → ▲188,024 円

りんご卸売業

灯油式のジェットヒーターから最新式薪ストーブに更新



光熱費の削減・職場環境の改善

- ・ 灯油代分の光熱費を削減
- ・ 中古りんご箱の廃棄物処分費削減
- ・ ホコリ等の軽減による職場環境改善

年間削減量・削減額(計画)

灯油 : ▲6,840ℓ → ▲752,400 円

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金

エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するため、省エネ設備への更新など、今後の事業継続に向けた対策を行う県内中小企業者等を支援します。

対象者	事業類型	補助率	補助上限額
事業協同組合等 ・事業協同組合又はその連合会 ・商店街振興組合又はその連合会 ・商工組合又はその連合会 ・生活衛生同業組合 ・企業組合 ・協業組合	通常枠	1/2	500万円
	省エネ最適化診断枠 ・省エネ診断の受診 ※受付できる件数(20件程度)に限りがあります。 ・事業成果の公表に同意	2/3	700万円
	特別高圧電力枠 ・特別高圧の受電者	1/2	900万円

詳細は裏面へ

詳細は裏面へ

対象事業

エネルギー・原材料価格高騰に対応した、経営基盤強化のための取組

対象経費

・省エネ化・省コスト化に必要な設備更新等 (下限額：30万円)
 ・原材料代替のための調査・研究 など

事業例は裏面をご覧ください

公募期間

令和5年10月16日(月)～2次締切 10月31日(火)(締切日必着)
 3次締切 11月17日(金)(当日消印有効)
 ※公募期間中でも予算がなくなり次第募集を終了しますので、予めご了承ください。

補助対象期間

交付決定日※～令和6年1月31日(水)
 ※事前着手できる場合があります。詳細は下記HPをご覧ください。

審査

2次締切 11月中旬・3次締切 12月上旬に審査し、採択決定
 ※パートナーシップ構築宣言登録企業は、審査において加点措置が講じられます。
 ※本補助事業の交付決定を既に受けている事業者も申請できますが、採択の決定にあたっては、初めて申請する事業者、または前回の申請で不採択となった事業者を優先しますのでご了承ください。

提出先

【提出先】 〒030-0812 青森市堤町2-1-1 協同ビル4階
 省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局 宛
 TEL：017-762-0147

【申請書等】 下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに上記提出先へ原則、郵送にて提出してください。
 URL：https://aomori-shoene.jp



問合せ先

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金コールセンター
TEL：0120-990-396
 (令和5年10月16日(月)～11月17日(金)の 平日9：00～17：00)

省エネ最適化診断とは

次の(1)、(2)の両方に該当することが条件です。

- (1) エネルギーの専門家による省エネ最適化診断を受けながら設備更新を行うこと
- (2) 事業成果の公表に同意すること

特別高圧電力枠とは

特別高圧(※)の受電者に該当することが条件です。

(※) 使用電力量が極めて高い大規模な工場や施設等で使用する特定の契約電力

活用事業の例

業 種

取 組 内 容

取 組 効 果

縫製業

接着機を電気式から新型スチーム熱ヒーター採用小型低温機に更新



光熱費削減・省力化

- ・70～80%の節電を実現
- ・作業人員の省力化
- ・設備小型化による作業効率向上

年間削減量・削減額(計画)

電気 ▲36,293kwh
灯油 +1,896ℓ ➡ ▲602,143円

クリーニング業

高効率で、高品質の仕上げ処理が可能なカラーカフス仕上げ機等に更新



手直し処理短縮による固定費削減

- ・電気料・灯油代の削減
- ・機械プレス時間及びワイシャツ手直し時間が5割前後短縮

年間削減量・削減額(計画)

電気 : ▲3,000kwh
灯油 : ▲2,207ℓ ➡ ▲289,390円

水産食料品製造業

高効率なボイル用ボイラへの更新とイカやサバ等原材料の代替品検討



光熱費削減・代替品商品化

- ・ボイラ効率が85%→95%に上昇
- ・地元産原材料の新製品開発
- ・原材料の調達難等リスク軽減

年間削減量・削減額(計画)

重油A : ▲2,474ℓ ➡ ▲188,024円

りんご卸売業

灯油式のジェットヒーターから最新式薪ストーブに更新



光熱費の削減・職場環境の改善

- ・灯油代分の光熱費を削減
- ・中古りんご箱の廃棄物処分費削減
- ・ホコリ等の軽減による職場環境改善

年間削減量・削減額(計画)

灯油 : ▲6,840ℓ ➡ ▲752,400円

中小企業者等の ガス・電気代、負担軽減!

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金



かがやく
あおり企業
応援します!



青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外になっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

※申請には、令和5年1月分から9月分の使用量が確認できる書類(検針票の写し等)が必要です。

申請受付期間

令和
5年

10月2日(月)～11月30日(木)

給付額 令和5年1月分から令和5年9月分までの使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価

1月～8月分 …… 62円/㎡
9月分 …… 31円/㎡



特別高圧電気支援単価

1月～8月分 …… 2.5円/kWh(上限月50万円)
9月分 …… 1.25円/kWh(上限月25万円)

【給付対象者】 令和5年10月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、以下の要件1及び要件2をいずれも満たす者

※家庭用を対象としたLPガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

【給付要件】 **要件1** LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年1月分から令和5年9月分までのいずれかの月分の使用があること。

※「都市ガス」、「特別高圧電気以外の電気」は対象外

※「家庭用LPガス(青森県消防保安課が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき8月分の料金が減額されているもの)」は対象外

要件2 事業継続意思要件

令和5年10月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

【申請方法】 ホームページからのダウンロード、または県庁正面玄関受付、お近くの県合同庁舎、各商工会議所及び商工会で申請書を手し、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会へ郵送または持参により申し込んでください。

お気軽に
ご相談
ください。

※必要書類や制度詳細については、専用Webサイトをご確認ください。

■事務局ホームページ
<http://www.sme-gasdenkishienkin.jp/index.html>



■青森県ホームページ
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/lpgasushienkin.html>



専用電話相談窓口
フリーダイヤル

0120-66-0217

【対応時間】土日祝を除く9:00～17:00
【開設期間】令和5年12月25日(月)まで

県内中小企業者等の皆様へ

収益力向上に向けた取組にご活用ください！

物価高騰対応収益力向上支援事業費補助金のお知らせ

商品・サービスの高付加価値化や、物流の2024年問題に対応するための業務効率化など、収益力向上を図る取組に要する経費の一部を補助します。

募集期間

令和5年10月下旬～11月中旬(予定)

	補助上限額	補助率
高付加価値化促進枠	100万円	補助対象経費の 2分の1 以内
物流の2024年問題対応枠	200万円	補助対象経費の 3分の2 以内

対象者

- 県内中小企業者(個人事業主を含む)
- 県内事業協同組合等(事業協同組合又はその連合会、商店街振興組合又はその連合会、商工組合又はその連合会、生活衛生同業組合、企業組合、協業組合)

補助対象期間

交付決定日※～令和6年2月5日(月)

※交付決定前の事前着手についても対象となる場合があります。

事前着手の詳細は、10月下旬に公開予定の募集要領でお知らせします。

補助対象事業、補助対象経費等の詳細は裏面をご覧ください

問合せ先



(公財)21あomorい産業総合支援センター 総合支援課
〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階
電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514
E-mail:soudan@21aomori.or.jp



[ホームページ]

補助対象事業

高付加価値化促進枠	既存の商品・サービス等を生かして付加価値を高めることで収益力の強化を図る取組 ＜例＞ ・商品本体・サービスの魅力向上 ・パッケージ・デザインの訴求力向上 ・原材料の切替 ・販路の多様化 ・その他の高付加価値化
物流の2024年問題対応枠	物流の2024年問題に対応するための業務効率化を図る取組 ＜例＞ ・パレット等の活用による荷役作業時間の削減 ・トラックの予約受付システムの導入による荷待ち時間の削減 ・労務管理ソフトの導入による業務処理時間削減

補助対象経費

機械装置・備品・システム構築費、クラウド利用料、開発費、委託費、展示会等出展費・開催費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、借損料、専門家経費、職員等旅費、外部セミナー・研修等受講費、知的財産取得費

審査について

- ・（公財）21あおもり産業総合支援センターが設置する審査会において、11月下旬（予定）に審査を行い、採択者を決定します。
- ・国が推進している「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業については、本補助金の採択審査時に加点することを予定しています。「パートナーシップ構築宣言」の詳細は、ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>)からご覧ください。

公募要領・申請方法等

■ 公募要領

（公財）21あおもり産業総合支援センターにおいて制定後、速やかに掲載します。（10月下旬予定）

■ 申請方法

申請書類を作成の上、（公財）21あおもり産業総合支援センターに申請していただきます。

申請書類の様式等については、公募要領においてお知らせします。（10月下旬予定）

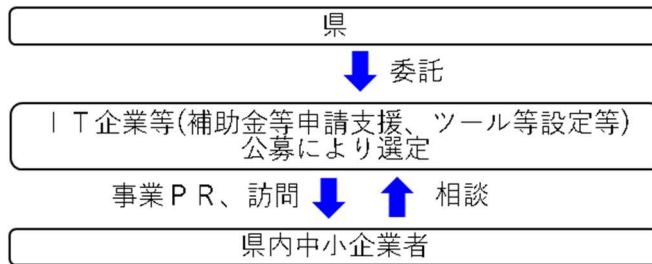
○ 中小企業者DX関連ツール導入支援事業

県内各地において、IT企業等が中小企業者を訪問し、業務の効率化や人手不足の解消など、生産性の向上を目的としたデジタルツール等の有効性を説明するとともに、国の補助金等を活用したデジタルツールの導入を支援します。

(1) スケジュール

- ・11月中旬 事業開始（委託先のIT企業が県内各地の中小企業者への訪問を開始します。）
- ・11月～3月 導入支援の実施
- ・3月下旬 事業終了

(2) 事業スキーム



【担当窓口】 新産業創造課 産業DX推進グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

○ 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ① 省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
 - ② 伴走型サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 現在募集中

【担当窓口】 県環境生活部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

○ 港湾運送事業者等原油価格高騰対策事業費補助金 ※新規受付終了

物価高騰等で経営に影響が生じている港湾運送事業者等における燃料費の高騰による負担の軽減を図り、県内物流機能の維持を図るため、港湾運送事業者等に対し、「令和5年度青森県港湾運送事業者等原油価格高騰対策事業費」として、港湾運送事業者等の燃料費の高騰相当分に係る経費の一部を補助します。

(1) 交付対象

港湾運送事業者等で青森県内に本社を置き、中小企業基本法の適用を受ける者

(2) 補助対象機械等

- ①港湾運送事業法第5条第1項第4号に規定する事業計画に記載する荷役機械
- ②青森県港内での入出港船舶の岸壁への停泊又は離船に係る操船を補助する曳き船

(3) 補助対象期間、補助金額

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの軽油・ガソリン・重油購入量に1リットルあたり8円を乗じて得た額以内の額。(1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとし、補助対象経費に係る消費税相当額を含まない。)

(4) 申請受付期間

- ①窓口への持参・・・令和5年7月31日(月) 17:15まで(土日祝を除く)
- ②郵送の場合・・・令和5年7月31日(月) 消印有効

(5) 変更交付申請受付期間

- ①窓口への持参・・・令和6年1月31日(水) 17:15まで(土日祝を除く)
- ②郵送の場合・・・令和6年1月31日(水) 消印有効

【担当窓口】 県土整備部 港湾空港課 港政グループ
TEL 017-734-9673 FAX 017-734-8194